

○厚生労働省令第三百三十四号

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（確定拠出年金法施行規則の一部改正）

第一条 確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分

が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

第一章 企業型年金

第一節 第七節 (略)

第八節 雑則(第二十六条―第三十一条の六)

第二章 個人型年金

第一節 個人型年金の開始(第三十二条―第三十八条の二)

第二節 個人型年金加入者等(第三十九条―第五十六条の二)

第三節 掛金(第五十六条の三―第五十八条)

第四節 (略)

第三章・第四章 (略)

附則

(連合会が行う業務)

第一条 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号。以下「法」という。)  
第二条第七項第一号の厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 (略)

二 個人型年金加入者掛金(中小事業主(法第五十五条第二項第四号

の二に規定する中小事業主をいう。以下同じ。)が中小事業主掛金を拠出する場合にあつては、個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金)の限度額の管理に係る業務

(過半数代表者)

第二条 法第三条第一項及び第五条第二項(法第六条第二項において準用する場合を含む。)  
並びに確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号。以下「令」という。)  
第六条第八号ロに規定する第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者(以下「過半数代表者

目次

第一章 企業型年金

第一節 第七節 (略)

第八節 雑則(第二十六条―第三十一条)

第二章 個人型年金

第一節 個人型年金の開始(第三十二条―第三十七条)

第二節 個人型年金加入者等(第三十八条―第五十六条)

第三節 掛金(第五十七条・第五十八条)

第四節 (略)

第三章・第四章 (略)

附則

(連合会が行う業務)

第一条 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号。以下「法」という。)  
第二条第七項第一号の厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 (略)

二 個人型年金加入者掛金の限度額の管理に係る業務

(過半数代表者)

第二条 法第三条第一項及び第五条第二項(法第六条第二項において準用する場合を含む。)  
に規定する第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者(以下「過半数代表者」という。)  
は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

「という。」は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(規約の承認の申請)

第三条 法第三条第四項第二号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 様式第一号により作成した書類
- 二 企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは様式第五号、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは様式第六号により作成した書類

一・二 (略)

2・3 (略)

(規約の承認の申請)

第三条 法第三条第一項の規定による企業型年金に係る規約の承認の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

- 一 承認を受けようとする企業型年金に係る規約
- 二 法第三条第一項の同意を得たことについての次に掲げる書類
  - イ 様式第一号により作成した書類
  - ロ 企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは様式第五号、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは様式第六号により作成した書類
- 三 法第七条第一項及び第二項の規定による委託に係る契約に関する書類（法第三条第三項第一号に規定する事業主（第三条第二項、第三十九条第一項第六号及び第二項第二号、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。）が運営管理業務の全部を行う場合を除く。）
- 四 資産管理契約に関する書類
- 五 実施事業所における労働協約及び就業規則（賃金（臨時の賃金等及び退職手当を含む。）について別に規則を定めている場合にあつては、当該規則を含む。以下同じ。）
- 六 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該実施事業所において実施されている確定給付企業年金（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）及び退職手当制度が適用される者の範囲についての書類

2|| 法第三条第四項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所における労働協約及び就業規則（賃金（臨時の賃金等及び退職手当を含む。）について別に規則を定めている場合にあつては、当該規則を含む。以下同じ。）

二 企業型年金を実施しようとする事業所又は船舶の事業主が厚生年金適用事業所の事業主に該当することを明らかにする書類

三 企業型年金を実施しようとする事業所又は船舶が厚生年金適用事業所に該当することを明らかにする書類

四 企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは過半数代表者と法第三条第三項第一号に規定する事業主（次項、次条第一項、第三十九条第一項第六号及び第二項第二号、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。）との協議の経緯を明らかにする書類

五 確定拠出年金運営管理機関の選任の理由についての書類（事業主が運営管理業務の全部を行う場合を除く。）

六 前各号に掲げるもののほか、承認に当たつて必要な書類

3|| 法第三条第四項の申請は、二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施しようとする場合にあつては、その一を代表として定め、その代表が行うものとする。

4|| (略)

第三条の二 簡易企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所の事業主が、法第三条第四項の申請をするときは、実施しようとする企業型年金が同条第五項に規定する要件に適合していることを証する書類を添付するものとする。

七 前各号に掲げるもののほか、承認に当たつて必要な書類（新設）

2|| 前項の申請は、二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施しようとする場合にあつては、その一を代表として定め、その代表が行うものとする。

3|| (略)

(新設)

2 法第三条第五項の厚生労働省令で定める書類は、前条第二項第一号及び第五号に掲げる書類とする。

(企業型年金の給付の額の算定方法の基準)

第四条 令第五条第一号の年金として支給されるものの算定方法は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(企業型年金加入者掛金の額の変更の例外)

第四条の二 令第六条第四号ハの厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・五 (略)

(連合会への通知事項)

第四条の四 (略)

2 前項の規定は、法第五条第一項の変更の承認の申請及び法第四十六条第一項の終了の承認の申請について準用する。

(規約の軽微な変更等)

第五条 法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。ただし、第四号及び第九号から第十二号までに掲げる事項の変更については、簡易企業型年金を実施する場合に限る。

一・三 (略)

四 法第三条第三項第四号に掲げる事項(前号に掲げる事項を除く。

五・八 (略)

(企業型年金の給付の額の算定方法の基準)

第四条 確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号。以下「令」という。)第五条第一号の年金として支給されるものの算定方法は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(企業型年金加入者掛金の額の変更の例外)

第四条の二 令第六条第五号ロの厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・五 (略)

(連合会への通知事項)

第四条の四 (略)

2 前項の規定は、法第五条第一項の変更の承認の申請について準用する。

(規約の軽微な変更等)

第五条 法第五条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一・三 (略)

(新設)

四・七 (略)

九 令第三条第一号に掲げる事項

十 令第三条第二号に掲げる事項

十一 令第三条第三号に掲げる事項

十二 令第三条第四号に掲げる事項

十三 (略)

十四 令第三条第七号に掲げる事項

十五 令第三条第八号に掲げる事項（法第五十四条の四第二項の規定による個人別管理資産の移換に関する事項に限る。）

十六 令第三条第九号に掲げる事項

十七・十八 (略)

2 法第六条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。ただし、第七号及び第八号に掲げる事項の変更については、簡易企業型年金を実施する場合に限る。

一～三 (略)

四 前項第五号に掲げる事項

五 前項第十四号に掲げる事項

六 前項第十五号に掲げる事項

七 前項第十六号に掲げる事項

八 前項第十七号に掲げる事項

九 前項第十八号に掲げる事項

(規約の変更の承認の申請)

第六条 法第五条第一項の企業型年金規約の変更の承認の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 (略)

二 法第七条第一項の規定による確定拠出年金運営管理機関への委託に係る契約（同条第二項の規定による再委託を含む。）に関する事項の変更にあつては、当該委託に係る契約書

三 法第八条第一項の規定による資産管理契約に関する事項の変更に

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

八 (略)

(新設)

(新設)

九 令第三条第八号に掲げる事項

十・十一 (略)

2 法第六条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一～三 (略)

四 前項第四号に掲げる事項

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

五 前項第十一号に掲げる事項

(規約の変更の承認の申請)

第六条 法第五条第一項の企業型年金規約の変更の承認の申請は、変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 (略)

二 法第七条第一項の規定による確定拠出年金運営管理機関への委託に係る契約（同条第二項の規定による再委託に係る契約を含む。）に関する事項の変更にあつては、当該契約に関する書類

三 法第八条第一項の規定による資産管理契約に関する事項の変更に

あつては、当該契約の契約書

四・五 (略)

六 資産管理機関が法第五十四条の規定に基づき確定給付企業年金（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）、退職金共済（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）に規定する退職金共済をいう。以下同じ。）又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受ける場合にあつては、当該資産の移換に係る第一号等厚生年金被保険者の全員が企業型年金加入者となることについての書類

七 資産管理機関が中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項（同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき個人別管理資産を独立行政法人勤労者退職金共済機構（第三十一条の四において「機構」という。）に移換する場合にあつては、法第五十四条の五に規定する合併等を実施したことを証する書類

八 確定拠出年金運営管理機関を変更する場合にあつては、変更後の確定拠出年金運営管理機関の選任の理由についての書類（事業主が運営管理業務の全部を行う場合を除く。）

九 (略)

2・3 (略)

第六條の二 簡易企業型年金を実施する事業主が、前条第一項の申請をするときは、同項第二号、第三号、第五号及び第八号に掲げる書類の添付を省略することができる。

2 簡易企業型年金を実施しようとする事業主が、前条第一項の申請をするときは、実施する企業型年金が法第三条第五項各号に掲げる要件に適合していることを証する書類を添付するものとする。

(規約の軽微な変更の届出)

あつては、当該契約に関する書類

四・五 (略)

六 資産管理機関が法第五十四条の規定に基づき確定給付企業年金、退職金共済（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）に規定する退職金共済をいう。以下同じ。）又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受ける場合にあつては、当該資産の移換に係る第一号等厚生年金被保険者の全員が企業型年金加入者となることについての書類

(新設)

(新設)

七 (略)

2・3 (略)

(新設)

(規約の軽微な変更の届出)



第七条 (略)

2 第六条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

(事業主が行う企業型記録関連運営管理機関への通知)

第十一条 (略)

2 (略)

3 事業主は、企業型年金加入者が新たに前条第一項第三号イからハまでに掲げる者に該当することとなったときは、該当することとなった日から五日以内に、その資格の種別及び資格を取得した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

4 事業主は、企業型年金加入者が新たに前条第一項第三号ニからチまでに掲げる者に該当することとなったときは、速やかに、その資格の種別及び資格を取得した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

5 (略)

6 事業主は、企業型年金加入者が前条第一項第三号イからハまでに掲げる者に該当しなくなったときは、該当しなくなった日から五日以内に、その資格の種別及び資格を喪失した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

7 事業主は、企業型年金加入者が前条第一項第三号ニからチまでに掲げる者に該当しなくなったときは、速やかに、その資格の種別及び資格を喪失した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

8・9 (略)

10 事業主は、企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であった者(企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。)のうち、四十六歳以上のもの(第二号及び第十五条第一項第十三号において「特定企業型年金加入者等」という。)に対し退職手当等(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十条第一項に規定する退職手当等をいい、同法第三十一条において退職手当等とみなす一時金を含む。以下同じ)。

第七条 (略)

2 前条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

(事業主が行う企業型記録関連運営管理機関への通知)

第十一条 (略)

2 (略)

3 事業主は、企業型年金加入者が新たに前条第一項第三号イからニまでに掲げる者に該当することとなったときは、該当することとなった日から五日以内に、その資格の種別及び資格を取得した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

4 事業主は、企業型年金加入者が新たに前条第一項第三号ホからリまでに掲げる者に該当することとなったときは、速やかに、その資格の種別及び資格を取得した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

5 (略)

6 事業主は、企業型年金加入者が前条第一項第三号イからニまでに掲げる者に該当しなくなったときは、該当しなくなった日から五日以内に、その資格の種別及び資格を喪失した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

7 事業主は、企業型年金加入者が前条第一項第三号ホからリまでに掲げる者に該当しなくなったときは、速やかに、その資格の種別及び資格を喪失した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

8・9 (略)

10 事業主は、企業型年金加入者等(四十六歳以上の者に限る。第十五条第一項第十二号及び第十三号において同じ。)に対し退職手当等(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十条第一項に規定する退職手当等をいい、同法第三十一条において退職手当等とみなす一時金を含む。以下同じ。)の支払が行われたときは、速やかに、次に掲げる事項を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

）の支払が行われたときは、速やかに、次に掲げる事項を企業型記録  
関連運営管理機関に通知するものとする。

一 (略)

二 特定企業型年金加入者等が退職手当等の支払を受けた年月日

三・四 (略)

(企業型年金加入者等原簿の作成及び保存)

第十五条 法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、当該企業  
型記録関連運営管理機関等の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項  
とする。

一～三 (略)

四 過去に抛出された令第十条の二に規定する企業型掛金抛出単位期  
間(同条ただし書の規定により事業主掛金を抛出する場合又は令第  
十条の四ただし書の規定により企業型年金加入者掛金を抛出する場  
合にあつては、令第十一条の二第二項に規定する抛出区分期間。第  
二十一条及び第七十条第三項第一号において「抛出期間」という。

(ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれらの  
総額の実績並びに事業主掛金を抛出した者の名称

五 (略)

五の二 法第二十五条の二第二項の規定により企業型年金加入者が指  
定運用方法を選択し、かつ、当該指定運用方法にその未指図個人別  
管理資産の全額を充てる運用の指図を行ったものとみなされたこと  
があるときは、当該指定運用方法の内容及び当該運用の指図を行っ  
たものとみなされた年月日

六 法第二十七条の規定により企業型記録関連運営管理機関等が企業  
型年金加入者等に通知した個人別管理資産額、運用の指図が行われ  
ていない個人別管理資産の額及び運用の指図に係る運用の契約ごと  
の持分に相当する額

一 (略)

二 企業型年金加入者等(四十六歳以上の者に限る。第十五条第一項  
第十二号及び第十三号において同じ。)が退職手当等の支払を受け  
た年月日

三・四 (略)

(企業型年金加入者等原簿の作成及び保存)

第十五条 法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、当該企業  
型記録関連運営管理機関等の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項  
とする。

一～三 (略)

四 過去に抛出された令第十条の二に規定する企業型掛金抛出単位期  
間(同条ただし書の規定により事業主掛金を抛出する場合又は令第  
十条の三ただし書の規定により企業型年金加入者掛金を抛出する場  
合にあつては、令第十一条の二第二項に規定する抛出区分期間。第  
二十一条及び第七十条第三項第一号において「抛出期間」という。

(ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれらの  
総額の実績並びに事業主掛金を抛出した者の名称

五 (略)

(新設)

六 法第二十七条の規定により企業型記録関連運営管理機関等が企業  
型年金加入者等に通知した個人別管理資産額及び運用の指図に係る  
運用の契約ごとの持分に相当する額

七〇十一 (略)

十一の二 法第五十四条の四第二項又は中小企業退職金共済法第三十条の三第一項の規定により確定給付企業年金又は退職金共済に個人別管理資産の移換を行ったことがあるときは、その制度の種別、個人別管理資産の移換を行った年月日、移換した個人別管理資産額その他移換に関する事項

十二 企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であった者が、第十条第一項第三号に掲げる者及び小規模企業共済契約者の資格を有したことがあるときは、その資格の種別並びに資格の取得及び喪失の年月日

十三 特定企業型年金加入者等が退職手当等の支払を受けたことがあるとき(当該特定企業型年金加入者等に係る第七号に掲げる期間に限る。)は、次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

2 企業型記録関連連営管理機関等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、少なくとも、当該各号に定める日まで、各企業型年金加入者等に係る企業型年金加入者等に関する原簿(以下この条において「企業型年金加入者等原簿」という。)を保存するものとする。ただし、前項第五号に掲げる事項についてはこの限りでない。

一 企業型年金加入者等がその個人別管理資産を他の企業型年金に係る資産管理機関又は連合会に移換した場合 移換先のその者に係る記録関連業務を行う確定拠出年金連営管理機関等に前項各号に掲げる事項を記録した書類を引き渡した日から起算して十年を経過した日

二 企業型記録関連連営管理機関等が他の確定拠出年金連営管理機関等に記録関連業務を承継した場合 承継した確定拠出年金連営管理機関等に前項各号に掲げる事項を記録した書類を引き渡した日から起算して十年を経過した日

三 前二号に掲げる場合以外の場合 企業型年金加入者等に係る法第

七〇十一 (略)

(新設)

十二 企業型年金加入者等が、第十条第一項第三号に掲げる者及び小規模企業共済契約者の資格を有したことがあるときは、その資格の種別並びに資格の取得及び喪失の年月日

十三 企業型年金加入者等が退職手当等の支払を受けたことがあるとき(当該企業型年金加入者等に係る第七号に掲げる期間に限る。)は、次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

2 企業型記録関連連営管理機関等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、少なくとも、当該各号に定める日まで、各企業型年金加入者等に係る企業型年金加入者等に関する原簿(以下この条において「企業型年金加入者等原簿」という。)を保存するものとする。ただし、前項第五号に掲げる事項についてはこの限りでない。

一 企業型年金加入者等がその個人別管理資産を他の企業型年金に係る資産管理機関又は連合会に移換した場合 移換先のその者に係る記録関連業務を行う確定拠出年金連営管理機関等に前項各号に掲げる事項を記録した書類を引き渡した日から起算して五年を経過した日

二 企業型記録関連連営管理機関等が他の確定拠出年金連営管理機関等に記録関連業務を承継した場合 承継した確定拠出年金連営管理機関等に前項各号に掲げる事項を記録した書類を引き渡した日から起算して五年を経過した日

三 前二号に掲げる場合以外の場合 企業型年金加入者等に係る法第

二十九条の給付を受ける権利が消滅した日から起算して十年を経過した日

3  
(略)

4|| 前項の規定は、企業型年金加入者等原簿に記録された事項のうち第一項第五号の二に掲げる事項の保存について準用する。この場合において、前項中「行った日（運用の指図の変更を行ったときは、その変更を行った日。）」とあるのは、「行ったものとみなされた日」と読み替えるものとする。

5|| 6|| (略)

(記録のみ有する者に係る記録の管理)

第十五条の二 次に掲げる者であつて乙企業型年金又は個人型年金の個人別管理資産がなくなつた者（法第五十四条の四第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により乙企業型年金の個人別管理資産が確定給付企業年金又は退職金共済に移換されたことがある者及び法第七十四条の四第二項の規定により個人型年金の個人別管理資産が確定給付企業年金に移換されたことがある者（令第三十八条の三ただし書の規定により個人型年金の個人別管理資産を移換した後も引き続き個人型年金加入者であることを申し出た者を除く。）を含み、法第三十三条第三項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による老齢給付金の支給、法第三十七条第三項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による障害給付金の支給及び法第四十条（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による死亡一時金の支給並びに法附則第二条の二第二項又は第三条第二項の規定による脱退一時金の支給により個人別管理資産がなくなつた場合を除く。以下この条において「記録のみ有する者」という。）が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合における当該記録のみ有する者に係る通算加入者等期間に関する記録は、当該記録のみ有する者が、甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に対し、当該記録の管理を申し出ることにより行うものとする。

二十九条の給付を受ける権利が消滅した日から起算して五年を経過した日

3  
(新設)  
(略)

(新設)

4|| 5|| (略)

(新設)

- 
- 一 乙企業型年金の企業型年金加入者等であった者
  - 二 個人型年金の個人型年金加入者等であった者
  - 三 法第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が移換された者（個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者を除く。以下「連合会移換者」という。）
- 2 甲企業型年金の企業型記録関連連営管理機関等は、前項の規定により同項各号に掲げる者に係る前条第一項各号又は第五十六条第一項各号に掲げる事項の記録が甲企業型年金の企業型記録関連連営管理機関等で管理されることとなったときは、その旨を当該記録のみ有する者に通知しなければならない。
  - 3 第一項各号に掲げる者が同項の規定により記録の管理を申し出る場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を甲企業型年金の企業型記録関連連営管理機関等に提出するものとする。
    - 一 第一項第一号に掲げる者が同項の申出を行う場合 乙企業型年金を実施する事業主及び乙企業型年金の企業型記録関連連営管理機関等の名称及び住所
    - 二 第一項第二号に掲げる者が同項の申出を行う場合 個人型年金の個人型記録関連連営管理機関の名称及び住所（当該個人型記録関連連営管理機関がないときは、その旨）
    - 三 第一項第三号に掲げる者が同項の申出を行う場合 連合会移換者である旨
  - 4 第一項に規定する場合においては、乙企業型年金の企業型記録関連連営管理機関等、個人型年金の個人型記録関連連営管理機関又は個人型特定連営管理機関（連合会が連営管理業務を委託した確定拠出年金連営管理機関であつて、令第四十六条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者の氏名、住所等の記録及びその保存その他の業務を行う者として連合会が指定したものをいう。以下同じ。）は、甲企業型年金の企業型記録関連連営管理機関等の指示があつたときは、速やかに、当該資格を取得した者の前条第一項各号又は第五十
-

六条第一項各号に掲げる事項を甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に通知するものとする。

5 企業型年金を実施する事業主は、第一項の記録の管理に関する事項について、その実施する企業型年金の企業型年金加入者に説明しなければならぬ。

6 企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等、連合会並びに個人型年金の個人型記録関連運営管理機関及び個人型特定運営管理機関は、第四項の規定による通知を行うため必要な行為を行うときは、法令に別段の定めがある場合を除き、速やかに、その行為を行うものとする。

(納付期限日を延長できる場合等)

第十六条の二 令第十一条の三第一項の厚生労働省令で定める場合は、事業主掛金を納付期限日(令第六条第五号に規定する納付期限日)をいう。次項及び次条第一項において同じ。)までに納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とする。

2 (略)

3 令第十一条の三第二項の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金加入者掛金を納付期限日(令第六条第六号に規定する納付期限日)をいう。次項及び次条第二項において同じ。)までに納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とする。

4 (略)

(令第十五条第一項の表の一の項の運用の方法)

第十八条 令第十五条第一項の表の一の項イからニまでの厚生労働省令で定める事項は、預入の相手方、預金又は貯金の種類及び預入期間とする。

(納付期限日を延長できる場合等)

第十六条の二 令第十一条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、事業主掛金を納付期限日(令第六条第七号に規定する納付期限日)をいう。次項及び次条第一項において同じ。)までに納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とする。

2 (略)

3 令第十一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、企業型年金加入者掛金を納付期限日(令第六条第八号に規定する納付期限日)をいう。次項及び次条第二項において同じ。)までに納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とする。

4 (略)

(運用の方法の選定基準)

第十八条 企業型運用関連運営管理機関等は、預貯金の利率、生命保険契約の予定利率、債券の収益率等運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他収益の性質が相互に類似しない三以上の運用の方法を選定し、提示しなければならない。

(令第十五条第一項の表の二の項の運用の方法)

第十八条の二 令第十五条第一項の表の二の項イ、ロ及びニの厚生労働省令で定める事項は、信託の契約の相手方、信託財産の管理又は処分の方法及び信託契約の期間とする。

2 令第十五条第一項の表の二の項ハの厚生労働省令で定める基準は、各年齢階層に属する加入者等の選択を阻害することのないよう同項ハの将来の一定の時期を複数設定するものであることとする。

3 令第十五条第一項の表の二の項ハの厚生労働省令で定める事項は、信託の契約の相手方及び信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二十六条第一項第六号の信託財産の管理又は処分の方針(前項の将来の一定の時期が異なることにより異なることが合理的な事項を除く。)とする。

(令第十五条第一項の表の三の項の運用の方法)

第十八条の三 令第十五条第一項の表の三の項ルの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 十二の受益証券を一の取引の単位とし、各受益証券についての投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第四条第二項第十号に掲げる信託の計算期間の終了日が継続した十二月間の各月に順次到来するものについては、同法第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の委託者及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第百二十九号)第八条第二号イに定める資産運用の基本方針(以下「運用の基本方針」という。)

二 前号に掲げるもの以外のものについては、令第十五条第一項の表の三の項ヌに規定する国際証券コード

2 令第十五条第一項の表の三の項ヲ及びノの厚生労働省令で定める基準は、各年齢階層に属する加入者等の選択を阻害することのないよう同項ヲ又はノの将来の一定の時期を複数設定するものであることとする

(新設)

(新設)

3 令第十五条第一項の表の三の項ヲ及びノの厚生労働省令に定める事項は、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の委託者及び運用の基本方針（前項の将来の一定の時期が異なることにより異なることが合理的な事項を除く。）とする。

（令第十五条第一項の表の四の項の運用の方法）

第十八条の四 令第十五条第一項の表の四の項イの厚生労働省令で定め

る部分は、付加保険料（保険料のうち純保険料以外のものをいう。）

（保険業法（平成七年法律第百五号）第百十六条第一項の規定により責任準備金として積み立てないものに限る。）に相当する部分であつて、各企業型年金加入者等に係る払込保険料の全額のうち占める割合が、千分の三以下であるものとする。

2 令第十五条第一項の表の四の項イの運用の方法は、当該運用の方法を選択して運用の指図を行っている受給権者が法第二十八条の給付の請求をしたときに、当該運用の方法に係る個人別管理資産の全額を当該受給権者に対し一時金（法第三十五条第二項又は第三十八条第二項に規定する一時金をいう。）として支給することができるものでなければならぬ。

3 令第十五条第一項の表の四の項イの厚生労働省令で定める事項は、生命保険の契約の相手方、保険業法第四条第二項第三号に規定する普通保険約款（以下「普通保険約款」という。）、保険料の払込みごとにそれぞれ決定される当該保険料の払込みに充てようとする額に適用される予定利率（生命保険会社が市場金利の動向その他の事情を勘案して定める利率をいう。）が継続して適用される期間及び令第一条第一項第二号ロ(4)に掲げる金銭の額が払込保険料の合計額を下回らない額とする定めの有無とする。

4 令第十五条第一項の表の四の項ロの厚生労働省令で定める事項は、生命保険又は生命共済の契約の相手方、普通保険約款又は農業協同組

（新設）



合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の十七若しくは水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十五条の二に規定する共済規程並びに当該普通保険約款又は共済規程に記載されている運用の対象となる資産の種類及び構成とする。

5 令第十五条第一項の表の四の項ハの厚生労働省令で定める基準は、各年齢階層に属する加入者等の選択を阻害することのないよう同項ハの将来の一定の時期を複数設定するものであることとする。

6 令第十五条第一項の表の四の項ハの厚生労働省令で定める事項は、生命保険又は生命共済の契約の相手方及び保険業法施行規則第二百三十四条の二十一の二第一項第四号ロの資産の運用方針（前項の将来の一定の時期が異なることにより異なることが合理的な事項を除く。）とする。

（令第十五条第一項の表の五の項の運用の方法）

第十八条の五 令第十五条第一項の表の五の項イの厚生労働省令で定める部分は、各企業型年金加入者等に係る払込保険料から、保険業法施行規則第七十条第一項第一号ロに規定する未経過保険料及び同項第三号に規定する払戻積立金の合計額を控除した部分であつて、各企業型年金加入者等に係る払込保険料の全額のうち占める割合が、千分の三以下であるものとする。

2 令第十五条第一項の表の五の項イの運用の方法は、当該運用の方法を選択して運用の指図を行っている受給権者が法第二十八条の給付の請求をしたときに、当該運用の方法に係る個人別管理資産の全額を当該受給権者に対し一時金（法第三十五条第二項又は第三十八条第二項に規定する一時金をいう。）として支給することができるものでなければならぬ。

3 令第十五条第一項の表の五の項イの厚生労働省令で定める事項は、損害保険の契約の相手方、普通保険約款、保険料の払込みごとにそれぞれ決定される当該保険料の払込みに充てようとする額に適用される予定利率（損害保険会社が市場金利の動向その他の事情を勘案して定

（新設）

める利率をいう。)が継続して適用される期間及び令第一条第一項第二号ロ(4)に掲げる金銭の額が払込保険料の合計額を下回らない額とする定めの有無とする。

4 令第十五条第一項の表の五の項口の厚生労働省令で定める事項は、損害保険の契約の相手方、普通保険約款並びに当該普通保険約款に記載されている運用の対象となる資産の種類及び構成とする。

5 令第十五条第一項の表の五の項ハの厚生労働省令で定める基準は、各年齢階層に属する加入者等の選択を阻害することのないよう同項ハの将来の一定の時期を複数設定するものであることとする。

6 令第十五条第一項の表の五の項ハの厚生労働省令で定める事項は、損害保険の契約の相手方及び保険業法施行規則第二百三十四条の二十一の二第一項第四号ロの資産の運用方針(前項の将来の一定の時期が異なることにより異なることが合理的な事項を除く。)とする。

(指定運用方法の選定基準)

第十九条 法第二十三条の二第二項の厚生労働省令で定める基準は、高齢期における所得の確保のために、長期的な観点から、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 運用の方法に係る物価、外国為替相場、金利その他経済事情の変動に伴う資産価格の変動による損失の可能性について、実施事業所に使用される企業型年金加入者の集団の属性等に照らして、許容される範囲内であること。

二 当該運用の方法による運用から生ずると見込まれる収益(当該運用の方法に係る手数料、信託報酬その他これらに類する費用を控除したものをいう。)について、当該集団に必要とされる水準が確保されると見込まれること。

三 第一号の損失の可能性が、前号の見込まれる収益に照らして合理的と認められる範囲内のものであること。

四 当該運用の方法に係る手数料、信託報酬その他これらに類する費用の額の合計額が、第二号の見込まれる収益に照らし、過大でない

(生命保険等における元本確保の運用方法)

第十九条 令第十五条第一項第四号イの厚生労働省令で定める部分は、保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)第十条第八号に規定する付加保険料(保険業法(平成七年法律第五号)第一百六条第一項の規定により責任準備金として積み立てないものに限る。)に相当する部分であつて、各企業型年金加入者等に係る払込保険料の全額のうち占める割合が、千分の三以下であるものとする。

2 令第十五条第一項第五号イの厚生労働省令で定める部分は、各企業型年金加入者等に係る払込保険料から、保険業法施行規則第七十条第一項第一号ロに規定する未経過保険料及び同項第三号に規定する払戻積立金の合計額を控除した部分であつて、各企業型年金加入者等に係る払込保険料の全額のうち占める割合が、千分の三以下であるものとする。

3 令第十五条第一項第四号イ及び同項第五号イに規定する運用の方法は、当該運用の方法を選択して運用の指図を行っている受給権者が法第二十八条の給付の請求をしたときに、当該運用の方法に係る個人別

こと。

(指定運用方法の選定過程)

第十九条の二 法第二十三条の二の規定に基づき企業型運用関連運営管理機関が指定運用方法を選定しようとする場合にあつては、企業型運用関連運営管理機関は、事業主に対し、指定運用方法の選定に際して必要な情報の提供を求めることができる。

2 事業主は、前項の場合において、指定運用方法の選定に際して必要な情報を提供しよう努めなければならない。

(運用の方法等に係る情報の提供)

第二十条 法第二十四条の規定により企業型運用関連運営管理機関等が企業型年金加入者等に情報を提供する場合にあつては、提示する運用の方法の全体構成に関する情報のほか、各運用の方法ごとに、次に掲げる情報を提供するものとする。

一〇七 (略)

2|| 法第二十四条の二第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事項

二 指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされた場合に必要となる手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報

三 指定運用方法を運用の方法とする運用の指図については、法第二十五条第一項の規定により運用の指図の変更を行うことが可能である旨

四 指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされた場合において、その運用から生ずる利益及び損失については、当該運用の指図を行ったものとみなされた企業型年金加入者又は

管理資産の全額を当該受給権者に対し一時金（法第三十五条第二項又は第三十八条第二項に規定する一時金をいう。）として支給することができるものでなければならない。

(新設)

(運用の方法に係る情報の提供)

第二十条 法第二十四条の規定により企業型運用関連運営管理機関等が企業型年金加入者等に情報を提供する場合にあつては、各運用の方法ごとに、次に掲げる情報を提供するものとする。

一〇七 (略)

(新設)

企業型年金加入者であった者が責任を負うものである旨

五 法第二十五条の二第一項に規定する特定期間及び同条第二項に規定する猶予期間

六 前各号に掲げるもののほか、企業型年金加入者が指定運用方法の内容を把握するために必要な情報

3 企業型運用関連運営管理機関等は、専門的な知見に基づいて、第一項各号に掲げる情報を、運用の方法を企業型年金加入者等に提示するときその他必要に応じ企業型年金加入者等に提供しなければならない。

4・5 (略)

(運用の方法の除外)

第二十条の二 法第二十六条第一項ただし書の厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 運用の方法が令第十五条第一項の表の三の項ワ、カ、ナ又はラに掲げる方法である場合にあつては、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。）が同法第二百六十六条の規定により同法第八十七条の登録の取消しを受けたこと。

二 (略)

三 運用の方法が令第十五条第一項の表の三の項ヌ、ル、ヨ、ナ、オ又はノに掲げる方法である場合にあつては、当該受益証券が投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款をいう。）の規定により信託契約期間を変更して償還されたこと。

(運用の方法の除外に係る公告)

第二十条の三 法第二十六条第四項の規定による公告は、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 企業型運用関連運営管理機関等は、専門的な知見に基づいて、前項各号に掲げる情報を、運用の方法を企業型年金加入者等に提示するときその他必要に応じ企業型年金加入者等に提供しなければならない。

3・4 (略)

(運用の方法の除外)

第二十条の二 法第二十六条ただし書の厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 運用の方法が令第十五条第一項第三号ル、ソ又はツに掲げる方法である場合にあつては、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人をいう。）が同法第二百六十六条の規定により同法第八十七条の登録の取消しを受けたこと。

二 (略)

三 運用の方法が令第十五条第一項第三号ヌ、ソ又はナ（外国投資証券を除く。）に掲げる方法である場合にあつては、当該受益証券が投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款をいう。）の規定により信託契約期間を変更して償還されたこと。

(新設)

(加入者等への通知事項)

第二十一条 法第二十七条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇十 (略)

十一 法第二十五条第一項の規定による運用の指図が行われていない個人別管理資産がある場合にあつては、今期日及び前期日における運用の指図が行われていない個人別管理資産の額並びに同項の規定により運用の指図を行うことが可能である旨

十二 指定運用方法が提示されている場合にあつては、法第二十五条の二第二項の事項及び当該指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされた場合に当該運用の指図を行ったものとみなされた企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者がその運用から生ずる利益及び損失について責任を負うものである旨

十三 指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされている場合にあつては、当該運用の指図を行ったものとみなされた年月日、法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行うことが可能である旨及び指定運用方法の運用の方法に係る第二号に掲げる額に、指定運用方法に充てられた額が含まれる可能性がある旨

二〇六 (略)

(運営管理業務に関する帳簿書類の作成及び保存)

第二十六条 記録関連業務を行う事業主が作成する法第四十九条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一〇三 (略)

四 法第八十条第四項又は第八十三条第二項の規定により個人別管理資産が移換された者に通知した内容を記録した書面

五〇九 (略)

2 運用関連業務を行う事業主が作成する法第四十九条の帳簿書類は、

(加入者等への通知事項等)

第二十一条 法第二十七条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇十 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

二〇六 (略)

(運営管理業務に関する帳簿書類の作成及び保存)

第二十六条 記録関連業務を行う事業主が作成する法第四十九条の帳簿書類は、次に掲げる書面を含むものとする。

一〇三 (略)

四 法第八十条第三項又は法第八十三条第二項の規定により個人別管理資産が移換された者に通知した内容を記録した書面

五〇九 (略)

2 運用関連業務を行う事業主が作成する法第四十九条の帳簿書類は、

次に掲げる書面を含むものとする。

一 法第二十三条第一項の規定により企業型年金加入者等に提示した運用の方法の内容及び令第十二条の規定により企業型年金加入者等に提示した運用の方法を選定した理由を記録した書面

一の二 法第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法を提示した場合にあつては、企業型年金加入者に提示した指定運用方法の内容及びその選定した理由を記録した書面

二 (略)

二の二 法第二十三条の二第二項の規定により指定運用方法を提示した場合にあつては、法第二十四条の二の規定により企業型年金加入者に提示した指定運用方法に係る情報の提供の内容を記録した書面

三 法第二十六条の規定により提示運用方法から運用の方法を除外した場合にあつては、企業型年金規約で定めるところにより、当該除外した運用の方法について運用の指図を行っていた企業型年金加入者等(所在が明らかでない者を除く。)の三分の二以上の同意を得たことについての書面

3・4 (略)

(令第二十二條第一項第五号の厚生労働省令で定める場合)

第二十九條 令第二十二條第一項第五号の厚生労働省令で定める場合は、同号に規定する移行日の属する年度の終了の日の三月前から同日までの間に、年度内に移換資産の額を正確に算定することが困難であると見込まれる場合とする。

(通算加入者等期間に算入する期間)

第三十條 令第二十四條第一項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間のうち資産の移換の対象となつた期間とする。ただし、当該期間のうち、法第三十三條第二項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及び法第五十四條第二項、第五十四條の二第二項又は第七十四條の二第二項の

次に掲げる書面を含むものとする。

一 法第二十三条第一項の規定により企業型年金加入者等に提示した運用の方法の内容及び令第十二条第二項の規定により企業型年金加入者等に提示した運用の方法を選定した理由を記録した書面

(新設)

二 (略)

(新設)

三 法第二十六条の規定により提示運用方法から運用の方法の除外を行つた場合にあつては、当該除外した運用の方法を選択して法第二十五條第一項の規定に基づき運用の指図を行っていた企業型年金加入者等の同意を得たことについての書面

3・4 (略)

第二十九條 削除

(通算加入者等期間に算入する期間)

第三十條 令第二十四條第一項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間のうち資産の移換の対象となつた期間とする。ただし、当該期間のうち、法第三十三條第二項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及び法第五十四條第二項、第五十四條の二第二項又は第七十四條の二第二項の

規定により既に法第三十三条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の通算加入者等期間に算入されたものを除く。

一（略）

二 令第二十二條第一項第三号又は第四号に掲げる資産の移換を受ける場合 中小企業退職金共済法第十七條第一項に規定する解約手当金に相当する額又は同法第三十一條の四第一項に規定する解約手当金に相当する額の算定の基礎となつた期間（これらの解約手当金に相当する額のうち、同法第三十條第一項若しくは第三十一條の二第六項の規定により読み替えて準用する同條第一項の申出の受入れに係る金額、同法第三十一條の三第六項の規定により読み替えて準用する同條第一項の申出の移換に係る金額又は公的年金制度の健全性及び信託性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十六條第七項の規定により読み替えて準用する同條第一項の申出に従い交付された額が含まれている場合には、これらの金額の計算の基礎となつた期間を含む。）。

三 令第二十二條第一項第五号に掲げる資産の移換を受ける場合 企業型年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間（前二号に掲げる期間を除く。）

2 令第二十四條第二項において準用する同條第一項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、当該期間のうち、法第三十三條第二項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及び法第五十四條第二項、第五十四條の二第二項又は第七十四條の二第二項の規定により既に法第三十三條第一項（法第七十三條において準用する場合を含む。）の通算加入者等期間に算入されたものを除く。

一・二（略）

（脱退一時金相当額等又は個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務）

規定により既に法第三十三条第一項（法第七十三条の規定により準用する場合を含む。）の通算加入者等期間に算入されたものを除く。

一（略）

二 令第二十二條第一項第三号に掲げる資産の移換を受ける場合 中小企業退職金共済法第十七條第一項に規定する解約手当金に相当する額の算定の基礎となつた期間（当該解約手当金に相当する額のうち、同法第三十條第一項若しくは第三十一條の二第六項の規定により読み替えて準用する同條第一項の申出の受入れに係る金額又は公的年金制度の健全性及び信託性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十六條第七項の規定により読み替えて準用する同條第一項の申出に従い交付された額が含まれている場合には、これらの金額の計算の基礎となつた期間を含む。）

三 令第二十二條第一項第四号に掲げる資産の移換を受ける場合 企業型年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間（前号に掲げる期間を除く。）

2 令第二十四條第二項の規定により準用する同條第一項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、当該期間のうち、法第三十三條第二項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及び法第五十四條第二項、第五十四條の二第二項又は第七十四條の二第二項の規定により既に法第三十三條第一項（法第七十三條の規定により準用する場合を含む。）の通算加入者等期間に算入されたものを除く。

一・二（略）

（脱退一時金相当額等の移換に関する事項の説明義務）

第三十条の二 令第二十五条第一項の規定により、事業主がその実施する企業型年金の加入者の資格を取得した者に脱退一時金相当額等の移換に必要事項について説明するときは、法第五十四条の二第二項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入する期間及び当該脱退一時金相当額等の移換の申出の手続その他脱退一時金相当額等の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

2|| 令第二十五条第二項の規定により、事業主がその実施する企業型年金の加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の加入者であった者に個人別管理資産の移換に関する事項について説明するときは、次に掲げる事項を説明しなければならない。

一 法第五十四条の四第二項の規定により個人別管理資産を移換することができるとその他個人別管理資産の移換に係る判断に資する必要な事項

二 中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により個人別管理資産を移換することができることその他個人別管理資産の移換に係る判断に資する必要な事項

3|| 前項第二号に規定する事項の説明は、事業主が実施する企業型年金の加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の加入者であった者が中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により個人別管理資産を移換することができる者である場合に限り行うものとする。

(確定給付企業年金の加入者となった者の個人別管理資産の移換の申出)

第三十一条の二 法第五十四条の四第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出があったときは、次条の規定により当該申出を受けた企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、当該企業型年金の企業型年金加入者であった者に係る次に掲げる事項を記載した書類又はこ

第三十条の二 令第二十五条の規定により、事業主がその実施する企業型年金の加入者の資格を取得した者に脱退一時金相当額等の移換に必要事項について説明するときは、法第五十四条の二第二項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入する期間及び当該脱退一時金相当額等の移換の申出の手続その他脱退一時金相当額等の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)



これらの事項を記録した磁気ディスク等を、確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。）に提出するものとする。

- 一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
- 二 個人別管理資産の額、その算定の基礎となった期間並びに当該期間の開始月及び終了月
- 三 企業型年金加入者であった者が負担した掛金がある場合にあつては、当該負担した掛金の合計額に相当する額
- 四 企業型年金加入者の資格の喪失の年月日

（確定給付企業年金又は退職金共済への個人別管理資産の移換に係る申出方法等）

第三十一条の三 法第五十四条の四第一項の規定により企業型年金の企業型年金加入者であった者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が企業型年金の資産管理機関に対し個人別管理資産の移換の申出を行う場合又は法第五十四条の五の規定により事業主が企業型年金の資産管理機関に対し個人別管理資産の移換の申出を行う場合には、企業型記録関連運営管理機関等を通じて行うものとする。

第三十一条の四 中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により事業主が機構に対し個人別管理資産の移換の申出を行う場合には、企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等から当該申出に関し必要な情報の提供を受けて行うものとする。

2 企業型記録関連運営管理機関等は、前項の規定により情報の提供を行った後に、中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）第六十九条の九第二項の規定による企業型年金の資産管理機関への個人別管理資産の総額を機構が指定する預金口座へ振り込む旨の指示があつたときは、当該企業型年金の資産管理機関に対して、速やかに、個人別管理資産の移換の指示を行うものとする。

（新設）

（新設）

(法第五十四条の五の厚生労働省令で定める行為)

第三十一条の五 法第五十四条の五の厚生労働省令で定める行為は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

一 当該実施事業所の事業主が中小企業退職金共済法第二条第三項に

規定する退職金共済契約の当事者である事業主(以下この条において「共済契約者」という。)でない場合 次のイからへまでに定める行為

イ 共済契約者(中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による申出をしようとする者を除き、当該共済契約者が実施事業所の事業主である場合であつて、法第五十四条の五の規定による申出ができる者となるときは、同条の規定による申出をする者に限る。以下この号において同じ。)との会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第二十七号に規定する吸収合併(同法以外の法令に基づく吸収合併に相当する行為を含む。次号において同じ。)

ロ 共済契約者との会社法第二十八条に規定する新設合併(同法以外の法令に基づく新設合併に相当する行為を含む。次号において同じ。)

ハ 会社法第二十九条に規定する吸収分割(同法以外の法令に基づく吸収分割に相当する行為を含む。以下この条において同じ。)により、当該実施事業所の事業主が、共済契約者にその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させるもの

ニ 会社法第二十九条に規定する吸収分割により、当該実施事業所の事業主が、共済契約者からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継するもの

ホ 共済契約者と共同して行う会社法第二条第三十号に規定する新設分割(同法以外の法令に基づく新設分割に相当する行為を含む。次号において同じ。)

ヘ 共済契約者と会社法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡

(新設)

---

等（同法以外の法令に基づく事業譲渡等に相当する行為を含み、当該実施事業所の事業主に使用される企業型年金加入者又は当該共済契約者に使用される被共済者（中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者をいう。）に係る労働契約に関する権利義務の承継が行われる場合に限る。次号において同じ。）に係る契約を締結するもの

二 当該実施事業所の事業主が共済契約者である場合 次のイからへまでに定める行為

イ 実施事業所（確定給付企業年金法第四条第一号に規定する実施事業所を含む。以下この号において同じ。）の事業主でない共済契約者（中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による申出をしようとする者を除く。以下この号において「相手方共済契約者」という。）又は共済契約者でない実施事業所の事業主（企業型年金を実施している場合であつて、法第五十四条の五の規定による申出ができる者となるときは、同条の規定による申出をする者に限る。以下この号において「相手方実施事業所事業主」という。）との会社法第二条第二十七号に規定する吸収合併

ロ 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主との会社法第二条第二十八号に規定する新設合併

ハ 会社法第二条第二十九号に規定する吸収分割により、当該実施事業所の事業主が、相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主にその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させるもの

ニ 会社法第二条第二十九号に規定する吸収分割により、当該実施事業所の事業主が、相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継するもの

ホ 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主と共同して行う会社法第二条第三十号に規定する新設分割

ヘ 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主と会社法第四百

---

六十八条第一項に規定する事業譲渡等に係る契約を締結するもの

(退職金共済契約の被共済者となった者の個人別管理資産の移換の申出期限日を延長できる場合等)

第三十一条の六 令第二十六条の二に規定する厚生労働省令で定める場合は、退職金共済契約の被共済者となった者の個人別管理資産の移換の申出を法第五十四条の五に規定する合併等を行った日から起算して一年を経過する日(次項において「申出期限日」という。)までの間に行わないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とする。

2 令第二十六条の二に規定する厚生労働省令で定める基準は、同条の規定により延長される申出期限日について、前項の理由のやんだ日から二月以内において厚生労働大臣が定める日までの日であることとする。

(規約の軽微な変更)

第三十四条 法第五十七条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- 一 (略)
- 二 令第二十七条第三号、第六号、第九号又は第十号に掲げる事項(同条第三号の事務の委託を受けた者の行う業務及び当該事務の委託に係る契約に関する事項を除く。)

(連合会の事務の委託)

第三十七条 法第六十一条第一項第五号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の収納又は還付に関する事務

二・三 (略)

四 資産管理機関又は確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する

(新設)

(規約の軽微な変更)

第三十四条 法第五十七条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- 一 (略)
- 二 令第二十七条第三号、第五号、第七号又は第八号に掲げる事項(同条第三号の事務の委託を受けた者の行う業務及び当該事務の委託に係る契約に関する事項を除く。)

(連合会の事務の委託)

第三十七条 法第六十一条第一項第五号の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 掛金の収納又は還付に関する事務

二・三 (略)

四 資産管理機関との間の個人別管理資産の移換に関する事務

資産管理運用機関等との間の個人別管理資産の移換に関する事務

五〇七 (略)

2 (略)

(個人型年金加入者掛金の額の変更の例外)

第三十八条 令第二十九条第三号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 各個人型年金加入者に係る中小事業主掛金の額が引き上げられることにより、当該中小事業主掛金の額と当該個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額との合計額が法第六十九条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該個人型年金加入者掛金の額を変更する場合
- 二 災害その他の理由により中小事業主掛金の額が零に変更された場合
- 三 前号の理由がやんだことにより中小事業主掛金の額が零から変更された場合

(中小事業主掛金の額の変更の例外)

第三十八条の二 令第二十九条第四号ハの厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 災害その他の理由により中小事業主掛金の額を零に変更する場合
- 二 前号の理由がやんだことにより中小事業主掛金の額を零から変更する場合

第二節 個人型年金加入者等

(削る)

(個人型年金加入者の申出)

五〇七 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

第二節 個人型年金加入者等

第三十八条 削除

(個人型年金加入者の申出)

第三十九条 法第六十二条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一 (略)

二 令第三十五条に規定する個人型掛金拠出単位期間（同条ただし書の規定により個人型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、令第三十六条の二第二項に規定する拠出区分期間。以下第五十六条の七まで及び第七十条第三項第二号において「拠出期間」という。）の個人型年金加入者掛金の額

三 五 (略)

六 法第六十二条第一項第二号に掲げる者にあつては、次に掲げる事

項

イ (略)

ロ 掛金納付の方法（個人型年金加入者掛金を個人型年金加入者が自ら連合会に納付するか、又は申出者が使用されている厚生年金適用事業所の事業主を介して納付するかのいずれかの方法をいう。以下同じ。）

(削る)

七 (略)

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 法第六十二条第一項第二号に掲げる者にあつては、次に掲げる書

類

イ (略)

ロ 個人型年金加入者掛金の納付を申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあつては、その旨についての当該事業主の証明書（申出者が自ら個人型年金加入者掛金を連合会に納付する場合にあつては、当該納付を当該事業主を介して行うことが困難である旨及びその理由を当該事業主が記載した書類）

第三十九条 法第六十二条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一 (略)

二 令第三十五条に規定する個人型掛金拠出単位期間（同条ただし書の規定により個人型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、令第三十六条の二第二項に規定する拠出区分期間。以下第五十六条まで及び第七十条第三項第二号において「拠出期間」という。）の個人型年金加入者掛金の額

三 五 (略)

六 法第六十二条第一項第二号に掲げる者にあつては、次に掲げる事

項

イ (略)

ロ 掛金納付の方法（掛金を個人型年金加入者が自ら連合会に納付するか、又は申出者が使用されている厚生年金適用事業所の事業主を介して納付するかのいずれかの方法をいう。以下同じ。）

七 法第六十二条第一項第三号に掲げる者にあつては、掛金納付の方

法 八 前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 法第六十二条第一項第二号に掲げる者にあつては、次に掲げる書

類

イ (略)

ロ 掛金の納付を申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行う場合にあつては、その旨についての当該事業主の証明書（申出者が自ら掛金を連合会に納付する場合にあつては、当該納付を当該事業主を介して行うことが困難である旨及びその理由を当該事業主が記載した書類）

ハ 申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を実施していない場合にあつてはその旨、当該事業主が企業型年金を実施している場合にあつては申出者に係る企業型年金加入者の資格の有無（企業型年金加入者の資格を有している場合には、令第十一条第一号に規定する個人型年金同時加入制限者又は同条第三号に規定する個人型年金同時加入可能者のいずれに該当するかを別を含む。）についての当該事業主の証明書

ニクチ (略)

(加入確認の通知等)

第四十一条 連合会は、第三十九条第一項若しくは前条第二項の申出書又は前条第一項の届出書を提出した者が個人型年金加入者等の資格を取得したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した通知書を当該者に交付しなければならない。

一五 (略)

六 個人型年金加入者掛金の納付を開始する年月日

2 (略)

(個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出)

第四十八条 第二号被保険者又は第三号被保険者（国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下この条において同じ。）である個人型年金加入者は、第一号被保険者（同項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一・二 (略)

三 個人型年金加入者掛金の額を変更する場合にあつては、変更の年月日並びに変更前及び変更後の拠出期間の個人型年金加入者掛金の額

四六 (略)

ハ 申出者が使用される厚生年金適用事業所の事業主が企業型年金を実施していない場合にあつてはその旨、当該事業主が企業型年金を実施している場合にあつては申出者に係る企業型年金加入者の資格の有無（企業型年金加入者の資格を有している場合には、令第七条第一項第二号に規定する個人型年金同時加入可能者又は令第十一条第一号に規定する個人型年金同時加入制限者のいずれに該当するかを別を含む。）についての当該事業主の証明書

ニクチ (略)

(加入確認の通知等)

第四十一条 連合会は、第三十九条第一項若しくは前条第二項の申出書又は前条第一項の届出書を提出した者が個人型年金加入者等の資格を取得したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した通知書を当該者に交付しなければならない。

一五 (略)

六 掛金の納付を開始する年月日

2 (略)

(個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出)

第四十八条 第二号被保険者又は第三号被保険者（国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下この条において同じ。）である個人型年金加入者は、第一号被保険者（同項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一・二 (略)

三 個人型年金加入者掛金の額を変更する場合にあつては、変更の年月日並びに変更前及び変更後の拠出期間の掛金の額

四六 (略)

254 (略)

(個人型年金加入者等原簿)

第五十五条 法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 六 (略)

七 個人型年金加入者等の個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金に関する事項(掛金納付の方法を含む。)

八・九 (略)

2・3 (略)

(個人型年金加入者等帳簿)

第五十六条 法第六十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、当該個人型記録関連運営管理機関の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 過去に拠出された拠出期間ごとの個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の額並びにこれらの総額の実績並びに中小事業主掛金を拠出した者の名称

五 (略)

五の二 法第七十三条、第七十四条の三及び第八十二条の二並びに令第四十五条の六において読み替えて準用する法第二十五条の二の規定により個人型年金加入者等が指定運用方法を用いる方法とする運用の指図を行ったものとみなされたときは、当該指定運用方法の内容及び当該運用の指図を行ったものとみなされた年月日

六 法第七十三条において準用する法第二十七条の規定により個人型記録関連運営管理機関が個人型年金加入者等に通知した個人別管理資産額、運用の指図が行われていない個人別管理資産の額及び運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額

七 十一 (略)

254 (略)

(個人型年金加入者等原簿)

第五十五条 法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 六 (略)

七 個人型年金加入者等の掛金に関する事項(掛金納付の方法を含む。)

八・九 (略)

2・3 (略)

(個人型年金加入者等帳簿)

第五十六条 法第六十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、当該個人型記録関連運営管理機関の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 過去に拠出された拠出期間ごとの掛金の額の実績及び掛金を拠出した者の名称

五 (略)

(新設)

六 法第七十三条において準用する法第二十七条の規定により個人型記録関連運営管理機関が個人型年金加入者等に通知した個人別管理資産額及び運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額

七 十一 (略)



十一の二 法第七十四条の四第二項の規定により確定給付企業年金に

個人別管理資産の移換を行ったことがあるときは、その制度の種別、個人別管理資産の移換を行った年月日、移換した個人別管理資産額その他移換に関する事項

十二 個人型年金加入者等が、第十条第一項第三号に掲げる者及び小規模企業共済契約者の資格を有したことがあるときは、その資格の種別並びに資格の取得及び喪失の年月日

十三 個人型年金加入者等（四十六歳以上の者に限る。）が退職手当等の支払を受けたことがあるとき（当該個人型年金加入者等に係る第七号に掲げる期間に限る。）は、次に掲げる事項

イ、ニ（略）  
十四、十六（略）

2 個人型記録関連運営管理機関（個人型特定運営管理機関を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、少なくとも、当該各号に定める日まで、各個人型年金加入者等に係る個人型年金加入者等に関する帳簿（以下この条において「個人型年金加入者等帳簿」という。）を保存するものとする。ただし、前項第五号に掲げる事項についてはこの限りでない。

一 個人型年金加入者等がその個人別管理資産を企業型年金に係る資産管理機関に移換した場合 移換先のその者に係る記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関等に前項各号に掲げる事項を記録した書類を引き渡した日から起算して十年を経過した日

二 個人型記録関連運営管理機関が他の個人型記録関連運営管理機関に記録関連業務を承継した場合 承継した確定拠出年金運営管理機関に前項各号に掲げる事項を記録した書類を引き渡した日から起算して十年を経過した日

三 前二号に掲げる場合以外の場合 個人型年金加入者等に係る法第七十三条において準用する法第二十九条の給付を受ける権利が消滅

（新設）

十二 個人型年金加入者等（四十六歳以上の者に限る。次号において同じ。）が、第十条第一項第三号に掲げる者及び小規模企業共済契約者の資格を有したことがあるときは、その資格の種別並びに資格の取得及び喪失の年月日

十三 個人型年金加入者等が退職手当等の支払を受けたことがあるとき（当該個人型年金加入者等に係る第七号に掲げる期間に限る。）は、次に掲げる事項

イ、ニ（略）  
十四、十六（略）

2 個人型記録関連運営管理機関（第六十六条に規定する個人型特定運営管理機関を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、少なくとも、当該各号に定める日まで、各個人型年金加入者等に係る個人型年金加入者等に関する帳簿（以下この条において「個人型年金加入者等帳簿」という。）を保存するものとする。ただし、前項第五号に掲げる事項についてはこの限りでない。

一 個人型年金加入者等がその個人別管理資産を企業型年金に係る資産管理機関に移換した場合 移換先のその者に係る記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関等に前項各号に掲げる事項を記録した書類を引き渡した日から起算して五年を経過した日

二 個人型記録関連運営管理機関が他の個人型記録関連運営管理機関に記録関連業務を承継した場合 承継した確定拠出年金運営管理機関に前項各号に掲げる事項を記録した書類を引き渡した日から起算して五年を経過した日

三 前二号に掲げる場合以外の場合 個人型年金加入者等に係る法第七十三条において準用する法第二十九条の給付を受ける権利が消滅

した日から起算して十年を経過した日

3  
(略)

4|| 前項の規定は、個人型年金加入者等原簿に記録された事項のうち第一項第五号の二に掲げる事項の保存について準用する。この場合において、前項中「行った日（運用の指図の変更を行ったときは、その変更を行った日。）」とあるのは、「行ったものとみなされた日」と読み替えるものとする。

5||  
6|| (略)

(記録のみ有する者に係る記録の管理)

第五十六条の二 次に掲げる者であつて企業型年金又は個人型年金の個人別管理資産がなくなつた者（法第五十四条の四第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により企業型年金の個人別管理資産が確定給付企業年金又は退職金共済に移換されたことがある者及び法第七十四条の四第二項の規定により個人型年金の個人別管理資産が確定給付企業年金に移換されたことがある者（令第三十八条の三ただし書の規定により個人型年金の個人別管理資産を移換した後も引き続き個人型年金加入者であることを申し出た者を除く。）を含み、法第三十三条第三項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による老齢給付金の支給、法第三十七条第三項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による障害給付金の支給及び法第四十条（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による死亡一時金の支給並びに法附則第二条の二第二項又は第三条第二項の規定による脱退一時金の支給により個人別管理資産がなくなつた場合を除く。以下この条において「記録のみ有する者」という。）が個人型年金の個人型年金加入者等の資格を取得した場合における当該記録のみ有する者に係る通算加入者等期間に関する事項の記録は、当該記録のみ有する者が、連合会又は個人型記録関連運営管理機関に対し、当該記録の管理を申し出ることにより行うものとする。

一 企業型年金の企業型年金加入者等であつた者

した日から起算して五年を経過した日

3  
(新設)  
(略)

4||  
5|| (略)

(新設)

- 
- 二 個人型年金の個人型年金加入者等であつた者
  - 三 連合会移換者
  - 2 連合会又は個人型記録関連連運管理機関は、前項の規定により同項各号に掲げる者に係る第十五条第一項各号又は前条第一項各号に掲げる事項の記録が個人型記録関連連運管理機関で管理されることとなつたときは、その旨を当該記録のみ有する者に通知しなければならない。
  - 3 第一項各号に掲げる者が同項の規定により記録の管理を申し出る場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を連合会又は個人型記録関連連運管理機関に提出するものとする。
    - 一 第一項第一号に掲げる者が同項の申出を行う場合 当該企業型年金を実施する事業主及び企業型記録関連連運管理機関等の名称及び住所
    - 二 第一項第二号に掲げる者が同項の申出を行う場合 個人型年金の個人型記録関連連運管理機関の名称及び住所（当該個人型記録関連連運管理機関がないときは、その旨）
    - 三 第一項第三号に掲げる者が同項の申出を行う場合 連合会移換者である旨
  - 4 第一項に規定する場合においては、企業型年金の企業型記録関連連運管理機関等、個人型年金の個人型記録関連連運管理機関又は個人型特定連運管理機関は、個人型年金の個人型記録関連連運管理機関の指示があつたときは、速やかに、当該資格を取得した者の第十五条第一項各号又は前条第一項各号に掲げる事項を個人型年金の個人型記録関連連運管理機関に通知するものとする。
  - 5 連合会は、第一項の記録の管理に関する事項について、個人型年金の個人型年金加入者等に説明しなければならない。
  - 6 企業型年金の企業型記録関連連運管理機関等、連合会並びに個人型年金の個人型記録関連連運管理機関及び個人型特定連運管理機関は、第四項の規定による通知を行うため必要な行為を行うときは、法令に
-

別段の定めがある場合を除き、速やかに、その行為を行うものとする。

### 第三節 掛金

(中小事業主掛金の拠出に係る同意を得るべき過半数代表者の要件)

第五十六条の三 第二条の規定は、法第六十八条の二第一項及び令第三十五条の二第二項に規定する第一号厚生年金被保険者の過半数を代表するものについて準用する。

(中小事業主掛金の拠出の対象となる者の同意)

第五十六条の四 法第六十八条の二第一項の規定により中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合には、その拠出の対象とすることについて、あらかじめその拠出の対象とする者の同意を得なければならない。

(個人型年金加入者への中小事業主掛金に係る通知)

第五十六条の五 中小事業主は、その使用する第一号厚生年金被保険者である個人型年金加入者の中小事業主掛金の額を決定したときは、速やかに、次に掲げる事項を当該個人型年金加入者に通知しなければならない。

- 一 中小事業主掛金の拠出を開始する年月
- 二 その拠出の対象となる者の拠出期間の中小事業主掛金の額
- 2 中小事業主は、その使用する第一号厚生年金被保険者である個人型年金加入者の中小事業主掛金の額を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を当該個人型年金加入者に通知しなければならない。
  - 一 中小事業主掛金の額の変更年月日
  - 二 変更前及び変更後のその拠出の対象となる者の拠出期間の中小事業主掛金の額
  - 三 中小事業主掛金の額を変更した理由

### 第三節 掛金

(新設)

(新設)

(新設)

3 中小事業主は、その使用する第一号厚生年金被保険者である個人型年金加入者の中小事業主掛金を拠出しないこととなったときは、速やかに、次に掲げる事項を当該個人型年金加入者に通知しなければならない。

- 一 中小事業主掛金の拠出を終了する年月日
- 二 中小事業主掛金を拠出しないこととなった理由

(厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る届出)

第五十六条の六 法第六十八条の二第六項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 中小事業主掛金の拠出を開始する年月
- 二 その拠出の対象となる者の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

三 その拠出の対象となる者の拠出期間の中小事業主掛金の額

四 中小事業主掛金の拠出の対象となる者について一定の資格を定める場合にあつては、その拠出の対象となる者の範囲

五 前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

2 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

一 様式第十号により作成した書類

二 様式第十一号により作成した書類

三 前項第四号に規定する場合にあつては、様式第十二号により作成した書類

四 その使用する第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは様式第十五号、当該第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは様式第十六号により作成した書類

五 前各号に掲げるもののほか、届出に当たつて必要な書類として個

(新設)

人型年金規約で定める書類

3 中小事業主は、中小事業主掛金を拠出する場合にあつては、毎年一回、個人型年金規約で定めるところにより、前項第一号に掲げる書類を厚生労働大臣及び連合会に届け出なければならない。

第五十六条の七 法第六十八条の二第六項の規定による届出をした中小

事業主は、その届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、その名称、住所及び次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

一 その拠出の対象となる者（届け出た事項に変更があつた者に限る。）。の氏名（氏名の変更にあつては、変更前及び変更後の氏名）、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 その拠出の対象となる者の中小事業主掛金の額の変更があつたとき（拠出期間の変更があつたときを含む。）は、変更前及び変更後の拠出期間の掛金の額

三 中小事業主掛金の拠出の対象となる者について一定の資格を定める場合（当該資格を変更する場合を含む。）にあつては、その拠出の対象となる者の範囲

四 変更年月日

五 前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

2 前項の場合において、法第六十八条の二第四項の規定により中小事業主掛金の額を変更した場合又は前項第三号に規定する場合にあつては、同項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付するものとする。

一 法第六十八条の二第四項の規定により中小事業主掛金の額を変更したときは、様式第十三号により作成した書類

二 前項第三号に規定する場合にあつては、様式第十二号により作成した書類

三 前条第二項第四号に掲げる書類

四 前三号に掲げるもののほか、届出に当たつて必要な書類として個

（新設）

人型年金規約で定める書類

3 法第六十八条の二第六項の規定による届出をした中小事業主は、中小事業主掛金を拠出しないこととなったときは、遅滞なく、その名称、住所及び中小事業主掛金を拠出しないこととした理由を記載した届出書に、次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

- 一 様式第十四号により作成した書類
- 二 前条第二項第四号に掲げる書類
- 三 前二号に掲げるもののほか、届出に当たって必要な書類として個人型年金規約で定める書類

第五十六条の八 前二条の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、連合会を経由して提出することができる。

(法第七十条第四項の規定による掛金の額の通知)

第五十八条 (略)

2 法第七十条の二第二項において準用する法第七十条第四項の規定による通知は、連合会が法第七十条の二第一項の納付を受ける日として個人型年金規約で定める日から七営業日以内に行うものとする。

(準用規定)

第五十九条 前章第四節(第十九条の二を除く。)の規定は個人型年金加入者等の個人別管理資産の運用について、同章第五節の規定は個人型年金の給付について準用する。この場合において、第十九条第一号中「実施事業所に使用される企業型年金加入者」とあるのは「法第六十五条の規定により自己に係る運営管理業務を行う確定拠出年金運営管理機関に指定した個人型年金加入者」と、第二十条第一項中「企業型運用関連運営管理機関等」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、同条第二項中「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者」と、同条第三項中「企業型運用関連運営管理機関等」とある

(新設)

(法第七十条第四項の規定による掛金の額の通知)

第五十八条 (略)

(新設)

(準用規定)

第五十九条 前章第四節の規定は個人型年金加入者等の個人別管理資産の運用について、同章第五節の規定は個人型年金の給付について準用する。この場合において、第十八条から第二十二条までの規定中「企業型運用関連運営管理機関等」とあるのは「個人型運用関連運営管理機関」と、「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者」と、「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関」と、「企業型年金規約」とあるのは「個人型年金規約」と、「第十五条第一項第二号及び第三号」とあるのは「第五十六条第一項第二号及び第三号」と、第二十二條の二中「企業型記録関連運営

のは「個人型運用関連連連営管理機関」と、同条第四項中「企業型運用関連連連営管理機関等」とあるのは「個人型運用関連連連営管理機関」と、「営業所（事業主が運用関連業務を行う場合にあっては、当該事業主の主たる事業所）」とあるのは「営業所」と、第二十一条（第一項第十号を除く。）中「企業型記録関連連連営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連連営管理機関」と、「企業型年金規約」とあるのは「個人型年金規約」と、「事業主掛金」とあるのは「中小事業主掛金」と、「企業型年金加入者掛金」とあるのは「個人型年金加入者掛金」と、「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者」と、同号中「第十五条第一項第二号及び第三号」とあるのは「第五十六条第一項第二号及び第三号」と、「企業型記録関連連連営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連連営管理機関」と、第二十二条中「企業型記録関連連連営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連連営管理機関に」と、「企業型年金規約」とあるのは「個人型年金規約」と、「企業型記録関連連連営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連連営管理機関が」と、「企業型記録関連連連営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連連営管理機関は」と、「企業型記録関連連連営管理機関以外」と読み替えるものとする。

2 第三十条第二項及び第三十条の二第一項の規定は、法第七十四条の二第一項の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を受ける場合について準用する。この場合において、第三十条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第三十八条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「令第二十四条第一項」と、「第三十三条第二項各号」とあるのは「第七十三条において準用する法第三十三条第二項各号」と、同項第二号中「前項又は前号」とあるのは「前号」と、第三十条の二第一項中「第二十五条第一項」とあるのは「第三十八条第二項において準用する令第二十五条第一項」と、「事業主がその実施する企業型年金」とあるのは「連合会が個人型年金」と、「第五十四条の二第二

管理機関等に」とあるのは「個人型記録関連連連営管理機関に」と、「企業型年金規約」とあるのは「個人型年金規約」と、「企業型記録関連連連営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連連営管理機関が」と、「企業型記録関連連連営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連連連営管理機関は」と、「企業型記録関連連連営管理機関以外」とあるのは「個人型記録関連連連営管理機関以外」と読み替えるものとする。

2 第三十条第二項及び第三十条の二の規定は、法第七十四条の二第一項の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を受ける場合について準用する。この場合において、第三十条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第三十八条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「令第二十四条第一項」と、「第三十三条第二項各号」とあるのは「第七十三条の規定により準用する法第三十三条第二項各号」と、同項第二号中「前項又は前号」とあるのは「前号」と、第三十条の二中「第二十五条」とあるのは「第三十八条第二項の規定により準用する令第二十五条」と、「事業主がその実施する企業型年金」とあるのは「連合会が個人型年金」と、「第五十四条の二第二項」とあるのは「



項」とあるのは「第七十四条の二第二項」と、「第三十三条第一項」とあるのは「第七十三条において準用する法第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

3) 第三十一条の二の規定は、法第七十四条の四第一項の規定による申出の場合について準用する。この場合において、第三十一条の二中「第五十四条の四第一項」とあるのは「第七十四条の四第一項」と、「次条の規定により当該申出を受けた企業型年金の企業型記録関連連営管理機関等」とあるのは「当該申出を受けた連合会」と、「企業型年金の企業型年金加入者であった者」とあるのは「個人型年金に個人別管理資産がある者」と、「企業型年金加入者であった者が負担した掛金がある場合にあつては、当該」とあるのは「個人型年金に個人別管理資産がある者が」と、「企業型年金加入者の」とあるのは「個人型年金加入者の」と読み替えるものとする。

(指定運用方法に係る特定期間の起算日に関する連合会の委託する事務)

第五十九条の二 法第七十三条、第七十四条の三及び第八十二条の二並びに令第四十五条の六において読み替えて準用する法第二十五条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事務は、第三十七条第一項第二号に掲げる事務とする。

(企業型年金加入者となった者の個人別管理資産の移換に係る申出等)

第六十三条 法第八十条第一項各号に掲げる者が同項の規定により個人別管理資産の移換を申し出る場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を甲企業型年金の企業型記録関連連営管理機関等に提出するものとする。

第七十四条の二第二項」と、「第三十三条第一項」とあるのは「第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(企業型年金加入者となった者の個人別管理資産の移換に係る申出等)

第六十三条 法第八十条第一項各号又は第二項各号に掲げる者は、甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したときは、五日以内(法第八十条第二項第二号及び第三号に掲げる者が当該資格を取得した場合において、当該者の個人別管理資産の移換を速やかに行うことが困難であることについて正当な理由があるときは、個人型年金規約で定める日まで)に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を甲企業型年金の企業型記録関連連営管理

一 法第八十条第一項第一号に掲げる者が同項の規定による申出を行う場合 乙企業型年金を実施する事業主及び乙企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の名称及び住所

二 法第八十条第一項第二号に掲げる者が同項の規定による申出を行う場合 個人型年金の個人型記録関連運営管理機関の名称及び住所  
(当該個人型記録関連運営管理機関がないときは、その旨)

(削る)

(削る)

(削る)

2 法第八十条第一項に規定する場合には、乙企業型年金の資産管理機関及び連合会は、乙企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等又は個人型年金の個人型記録関連運営管理機関の指示に基づいて、速やかに、同項の規定による個人別管理資産の移換及び法第八十四条第二項の規定による返還資産額の返還を行うものとする。

3 (略)

(資格喪失者が別の企業型年金の加入者となった場合の移換の手続等)  
第六十三条の二 企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者(

機関等に提出するものとする。

一 法第八十条第一項第一号に掲げる者が当該資格を取得した場合 乙企業型年金を実施する事業主及び乙企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の名称及び住所

二 法第八十条第一項第二号及び第三号に掲げる者が当該資格を取得した場合 個人型年金の個人型記録関連運営管理機関の名称及び住所  
(当該個人型記録関連運営管理機関がないときは、その旨)

三 法第八十条第一項第四号に掲げる者が当該資格を取得した場合 法第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が移換された者である旨

四 法第八十条第二項第一号に掲げる者が当該資格を取得した場合

イ 乙企業型年金を実施する事業主及び乙企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の名称及び住所

ロ 個人別管理資産の移換を申し出るときは、その旨

五 法第八十条第二項第二号及び第三号に掲げる者が当該資格を取得した場合

イ 個人型年金の個人型記録関連運営管理機関の名称及び住所

ロ 個人別管理資産の移換を申し出るときは、その旨

2 法第八十条第一項及び第二項に規定する場合には、乙企業型年金の資産管理機関及び連合会は、乙企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等又は個人型年金の個人型記録関連運営管理機関(第六十六条第二項に規定する個人型特定運営管理機関を含む。次項において同じ。)の指示に基づいて、速やかに、法第八十条第一項又は第二項の規定による個人別管理資産の移換及び法第八十四条第二項の規定による返還資産額の返還を行うものとする。

3 (略)

(新設)

以下「資格喪失者」という。)に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等は、当該資格喪失者が資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月が経過した後速やかに、当該企業型記録関連運営管理機関等以外の企業型記録関連運営管理機関等、個人型記録関連運営管理機関及び個人型特定運営管理機関に対し、当該資格喪失者が別の企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者であるかどうか等の情報の提供を求めるとする。

2 前項の規定により情報の提供を求められた当該企業型記録関連運営管理機関等以外の企業型記録関連運営管理機関等、個人型記録関連運営管理機関及び個人型特定運営管理機関は、当該情報の提供を求める企業型記録関連運営管理機関等に対し、求められた情報の提供を行うものとする。

3 前項の規定により第一項の資格喪失者が別の企業型年金(以下この条において「甲企業型年金」という。)の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者であることが判明した場合には、当該資格喪失者が資格を喪失した企業型年金(以下この条において「乙企業型年金」という。)の資産管理機関は、乙企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の指示に基づき、速やかに、法第八十条第二項の規定による個人別管理資産の移換及び法第八十四条第二項の規定による返還資産額の返還を行うものとする。

4 前項に規定する場合においては、乙企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の指示があったときは、速やかに、第一項の資格喪失者の第十五条第一項各号に掲げる事項を甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に通知するものとする。

(連合会移換者が企業型年金の加入者となった場合の移換の手続等)

第六十三条の三 企業型記録関連運営管理機関等は、企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した者(以下この条において「企業型資格取得者」という。)があるときは、企業型資格取得者が企業型年金の

(新設)

- 企業型年金加入者の資格を取得した日が属する月の翌月の末日までに、個人型年金の個人型特定運営管理機関に対し、企業型資格取得者が連合会移換者であるかどうか等の情報の提供を求めるものとする。
- 2 前項の規定により情報の提供を求められた個人型特定運営管理機関は、当該情報の提供を求める企業型記録関連運営管理機関等に対し、求められた情報の提供を行うものとする。
  - 3 前二項の規定により企業型資格取得者が連合会移換者であることが判明した場合にあっては、連合会は、速やかに、法第八十条第三項の規定による個人別管理資産の移換を行うものとする。
  - 4 前項の規定により個人別管理資産が移換されなかった連合会移換者は、その旨を企業型記録関連運営管理機関等に申し出るものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。
  - 5 前二項に規定する場合には、個人型特定運営管理機関は、連合会の指示があつたときは、速やかに、第一項の企業型資格取得者の第五十六条第一項各号に掲げる事項を企業型記録関連運営管理機関等に通知するものとする。

(個人型年金加入者となつた者等の個人別管理資産の移換に係る申出等)

第六十四条 企業型年金の企業型年金加入者であつた者は、法第八十二条第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

- 一 当該企業型年金を実施する事業主及び当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の名称、住所及び登録番号
- 二 当該移換の申出と同時に法第六十二条第一項又は第六十四条第二項の規定による申出をするときは、その旨

(個人型年金加入者となつた者の個人別管理資産の移換に係る申出等)

第六十四条 企業型年金の企業型年金加入者であつた者(個人型年金運用指図者を除く。)は、法第六十二条第一項の規定による申出をしたときは、五日以内に、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

- 一 当該企業型年金の障害給付金の受給権を有する者以外の者が当該申出をした場合 当該企業型年金を実施する事業主及び当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の名称、住所及び登録番号並びに法第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が移換された者である旨
- 二 当該企業型年金の障害給付金の受給権を有する者が当該申出をした場合

三 法附則第三条第一項の請求を行うときは、その旨

2 法第八十二条第一項に規定する場合には、企業型年金の資産管理機関は、当該企業型年金の企業型記録関連連運管理機関等の指示に基づいて、速やかに、同項の規定による個人別管理資産の移換及び法第八十四条第二項の規定による返還資産額の返還を行うものとする。

3 第一項の場合（令第六十条第五項の規定により当該申出をした場合を除く。）においては、当該企業型年金の企業型記録関連連運管理機関等及び個人型年金の個人型特定運管理機関は、連合会の指示があつたときは、速やかに、法第八十二条第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出をした者の第十五条第一項各号又は第五十六条第一項各号に掲げる事項を個人型年金の個人型記録関連連運管理機関に通知するものとする。

4 第一項の場合（令第六十条第五項の規定により当該申出をした場合に限る。）においては、当該企業型年金の企業型記録関連連運管理機関等は、連合会の指示があつたときは、速やかに、法第六十四条第二項の申出をした者の第十五条第一項各号に掲げる事項を個人型年金の個人型特定運管理機関に通知するものとする。ただし、当該企業型年金の企業型記録関連連運管理機関等が第六十六条第二項の規定により当該申出をした者の第十五条第一項各号に掲げる事項を通知したときは、この限りでない。

（資格喪失者が個人型年金加入者等である場合の個人別管理資産の移換の手續等）

第六十五条 資格喪失者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連連運管理機関等は、資格喪失者が企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月を経過した後速やかに

イ 当該企業型年金を実施する事業主及び当該企業型年金の企業型記録関連連運管理機関等の名称、住所及び登録番号

ロ 個人別管理資産の移換を申し出るときは、その旨

（新設）

2 法第八十一条第一項及び第二項に規定する場合には、企業型年金の資産管理機関は、当該企業型年金の企業型記録関連連運管理機関等の指示に基づいて、速やかに、同条第一項又は第二項の規定による個人別管理資産の移換及び法第八十四条第二項の規定による返還資産額の返還を行うものとする。

3 第一項に規定する場合には、当該企業型年金の企業型記録関連連運管理機関等及び個人型年金の第六十六条第二項に規定する個人型特定運管理機関は、連合会の指示があつたときは、速やかに、法第六十二条第一項の申出をした者の第十五条第一項各号又は第五十六条第一項各号に掲げる事項を個人型年金の個人型記録関連連運管理機関に通知するものとする。

（新設）

（個人型年金運用指図者となつた者の個人別管理資産の移換に係る申出等）

第六十五条 企業型年金の企業型年金加入者であつた者（個人型年金加入者を除く。）は、法第六十四条第二項の規定による申出をしたときは、五日以内に、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事

、個人型記録関連連運管管理機関に対し、当該資格喪失者が個人型年金の個人型年金加入者等の資格を有する者であるかどうか等の情報の提供を求めるものとする。

2 前項の規定により情報の提供を求められた個人型記録関連連運管管理機関は、当該情報の提供を求める企業型記録関連連運管管理機関等に対し、求められた情報の提供を行うものとする。

3 前項の規定により第一項の資格喪失者が個人型年金の個人型年金加入者等の資格を有する者であることが判明した場合にあっては、同項の資格喪失者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連連運管管理機関等の指示に基づいて、当該企業型年金の資産管理機関は、速やかに、法第八十三条第一項の規定による個人別管理資産の移換及び法第八十四条第二項の規定による返還資産額の返還を行うものとする。

4 前項に規定する場合においては、企業型年金の企業型記録関連連運管管理機関等は、個人型記録関連連運管管理機関の指示があったときは、速やかに、第一項の資格喪失者の第十五条第一項各号に掲げる事項を当該個人型記録関連連運管管理機関に通知するものとする。

(法第八十三条第一項の規定による資格喪失者に係る個人別管理資産の移換の手続等)

第六十六条 資格喪失者が企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月を経過してもなお法第五十

項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一 当該企業型年金を実施する事業主及び当該企業型年金の企業型記録関連連運管管理機関等の名称、住所及び登録番号又は法第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が移換された者である旨

二 法附則第三条第一項の請求を行うときは、その旨

2 法第八十二条第一項に規定する場合には、企業型年金の資産管理機関は、当該企業型年金の企業型記録関連連運管管理機関等の指示に基づいて、速やかに、同項の規定による個人別管理資産の移換及び法第八十四条第二項の規定による返還資産額の返還を行うものとする。

3 第一項に規定する場合（法附則第三条第三項の規定により当該申出をした場合を除く。）においては、当該企業型年金の企業型記録関連連運管管理機関等及び個人型年金の次条第二項に規定する個人型特定連運管管理機関は、連合会の指示があったときは、速やかに、法第六十四条第二項の申出をした者の第十五条第一項各号又は第五十六条第一項各号に掲げる事項を個人型年金の個人型記録関連連運管管理機関に通知するものとする。

4 第一項に規定する場合（法附則第三条第三項の規定により当該申出をした場合に限る。）においては、当該企業型年金の企業型記録関連連運管管理機関等は、連合会の指示があったときは、速やかに、法第六十四条第二項の申出をした者の第十五条第一項各号に掲げる事項を個人型年金の次条第二項に規定する個人型特定連運管管理機関に通知するものとする。ただし、当該企業型年金の企業型記録関連連運管管理機関等が同項の規定により当該申出をした者の第十五条第一項各号に掲げる事項を通知したときは、この限りでない。

(その他の者の個人別管理資産の移換の実施等)

第六十六条 企業型年金の資産管理機関は、法第八十三条第一項各号に掲げる者（以下「その他の者」という。）に係る個人別管理資産が当

四、第八十条、第八十二条若しくは第八十三条（前条の規定による個人別管理資産の移換が行われる場合に限る。）又は中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定により当該資格喪失者の個人別管理資産が移換されない場合にあつては、当該企業型年金の資産管理機関は、当該資格喪失者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等の指示に基づいて、速やかに、法第八十三条第一項の規定による個人別管理資産の移換及び法第八十四条第二項の規定による返還資産額の返還を行うものとする。

2 企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、前項の規定により個人別管理資産の移換を行った者があるときは、速やかに、当該資格喪失者の第十五条第一項各号に掲げる事項を個人型特定運営管理機関に通知するものとする。

（連合会移換者の氏名変更の届出等）

第六十六条の二 連合会移換者は、その氏名又は住所に変更があつたときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を個人型特定運営管理機関に提出するものとする。

一・二 （略）

（法第八十三条第三項の規定による公告）

第六十六条の三 法第八十三条第三項の規定による公告は、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務）

第六十六条の四 企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、令第四十六条の二第二項の規定による説明を定期的に行うものとする。

2 連合会は、令第四十六条の二第三項の規定による説明を定期的に行うものとする。

該資産管理機関にあるときは、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の指示に基づいて、速やかに、同項の規定による個人別管理資産の移換及び法第八十四条第二項の規定による返還資産額の返還を行うものとする。

2 企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、その他の者があるときは、速やかに、その他の者の第十五条第一項各号に掲げる事項を個人型年金の個人型特定運営管理機関（連合会が運営管理業務を委託した確定拠出年金運営管理機関であつて、令第四十六条第二項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者の氏名、住所等の記録及びその保存その他の業務を行う者として連合会が指定したものをいう。次条及び第六十七条において同じ。）に通知するものとする。

（その他の者の氏名変更の届出等）

第六十六条の二 その他の者は、その氏名又は住所に変更があつたときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を個人型特定運営管理機関に提出するものとする。

一・二 （略）

（新設）

（新設）

(連合会が個人別管理資産の移換に関する事項について説明しなければならぬ者の対象外)

第六十六条の五 令第四十六条の二第三項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 個人型年金に個人別管理資産がなくなった者
- 二 所在が明らかでない者

(個人別管理資産の移換に係る行為に関する通則)

第六十七条 企業型年金の企業型記録関連連運管理機関等及び資産管理機関、連合会並びに個人型年金の個人型記録関連連運管理機関及び個人型特定連運管理機関は、法第八十条、第八十二条及び第八十三条の規定による個人別管理資産の移換、法第八十四条の規定による返還資産額の返還並びに第六十三条第三項、第六十四条第三項及び第四項、第六十五条第四項並びに第六十六条第二項の規定による通知を行うため必要な行為を行うときは、法令に別段の定めがある場合を除き、速やかに、その行為を行うものとする。

第七十条 (略)

2 (略)

3 法附則第三条第一項の規定による脱退一時金の支給の請求を受けた個人型記録関連連運管理機関又は連合会は、次の各号に掲げる当該個人型記録関連連運管理機関又は連合会以外の記録関連連運管理機関等又は連合会に対し、必要に応じて、当該各号に定める事項を内容とする当該脱退一時金の裁定に必要な記録の提供を求めるものとする。

一 (略)

二 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連連運管理機関又は連合会 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第五十六条第一項第一号、第二号、第三号(法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。)、第四号(過去に提出された提出

(新設)

(個人別管理資産の移換に係る行為に関する通則)

第六十七条 企業型年金の企業型記録関連連運管理機関等及び資産管理機関、連合会並びに個人型年金の個人型記録関連連運管理機関及び個人型特定連運管理機関は、法第八十条から第八十三条までの規定による個人別管理資産の移換、法第八十四条の規定による返還資産額の返還並びに第六十三条第三項、第六十四条第三項、第六十五条第三項及び第四項並びに第六十六条第二項の規定による通知を行うため必要な行為を行うときは、法令に別段の定めがある場合を除き、速やかに、その行為を行うものとする。

第七十条 (略)

2 (略)

3 法附則第三条第一項の規定による脱退一時金の支給の請求を受けた個人型記録関連連運管理機関又は連合会は、次の各号に掲げる当該個人型記録関連連運管理機関又は連合会以外の記録関連連運管理機関等又は連合会に対し、必要に応じて、当該各号に掲げる事項を内容とする当該脱退一時金の裁定に必要な記録の提供を求めるものとする。

一 (略)

二 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連連運管理機関又は連合会 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第五十六条第一項第一号、第二号、第三号(法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。)、第四号(過去に提出された提出



期間ごとの個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の有無に関する部分に限る。）、第七号、第八号（法附則第二条の二の規定による脱退一時金の支給の実績及び障害給付金の受給権の有無に関する部分に限る。）及び第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）に掲げる事項並びに令第六十条第一項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

4  
5  
6（略）

（権限の委任）

第七十一条 法第百十四条第三項及び令第五十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第八号、第十一号及び第十二号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一〇九（略）

十一 法第六十八条の二第六項及び第七項に規定する権限

十二（略）

2（略）

（管轄）

第七十二条 前条の規定により委任された地方厚生局長及び地方厚生支局長（以下この条において「地方厚生局長等」という。）の権限は、企業型年金を実施する又は実施しようとする厚生年金適用事業所の事業主（二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する又は実施しようとする場合にあつては、その一の代表）の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等が行うものとする。ただし、当該地方厚生局長等以外の地方厚生局長等が前条第一項第七号、第八号及び第十二号に掲げる権限を行うことを妨げない。

期間ごとの掛金の有無に関する部分に限る。）、第七号、第八号（法附則第二条の二の規定による脱退一時金の支給の実績及び障害給付金の受給権の有無に関する部分に限る。）及び第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）に掲げる事項並びに令第六十条第一項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

4  
5  
6（略）

（権限の委任）

第七十一条 法第百十四条第三項及び令第五十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第八号、第十号及び第十一号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一〇九（略）

（新設）

十二（略）

2（略）

（管轄）

第七十二条 前条の規定により委任された地方厚生局長及び地方厚生支局長（以下この条において「地方厚生局長等」という。）の権限は、企業型年金を実施する又は実施しようとする厚生年金適用事業所の事業主（二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する又は実施しようとする場合にあつては、その一の代表）の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長等が行うものとする。ただし、当該地方厚生局長等以外の地方厚生局長等が前条第一項第七号、第八号及び第十一号に掲げる権限を行うことを妨げない。

様式第一号を次のように改める。



年 月 日

（事業主名） 殿

労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名  
又は第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の氏名 印

同 意 書

確定拠出年金法の規定に基づく企業型年金の実施に同意し、あわせて、企業型年金規約の作成及び  
厚生（支）局長に対する承認の申請に同意します。

（日本工業規格 A 列 4 番）

（備考）

1. 「第一号等厚生年金被保険者」とは、法第 3 条第 1 項に規定する第一号等厚生年金被保険者をいう。
2. 「厚生（支）局長」は、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所の事業主（二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施しようとする場合にあつては、その一の代表）の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

様式第七号を次のように改める。



年 月 日

厚生（支）局長 殿

承認番号  
厚生年金適用事業所の名称  
所在地  
事業主名  
住所

印

企業型年金に係る業務報告書

確定拠出年金法第五十条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。

（日本工業規格A列4番）

（備考）

1. 「承認番号」とは、企業型年金の承認ごとに地方厚生局長又は地方厚生支局長が発行した承認番号をいう。
2. 「厚生（支）局長」は、企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主（二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する場合にあっては、その一の代表）の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

企業型年金に係る業務報告書

(簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須)

1. 実施事業所の事業の種類

事業の種類

(備考) 事業区分については、厚生年金保険法第6条第1項に掲げる区分(第1号イからタまで及び第2号並びに第3号)を記載すること。

承認番号	
厚生年金適用事業所名	
事業主名	
電話番号	
担当者	
メールアドレス ※	
( 事業年度 ) 年 月 日から 年 月 日まで	

※メールアドレスは、組織アドレス(担当者ではなく部署にひもづくアドレスをいう。)がある場合は、組織アドレスを記載すること。

また、組織アドレスがない場合は、担当者のアドレスで差し支えないが、その場合には、仮に年度途中で担当者の変更があった場合には、速やかに新担当者とそのメールアドレスを業務報告書提出先に通知すること。

2. 他の企業年金の実施状況 (簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須)

厚生年金基金	
確定給付企業年金	
私立学校教職員共済	
中小企業退職金共済制度	
特定退職金共済制度	
その他(自社年金等)	

(備考) 他の企業年金を実施している箇所には○印を記載すること。

3. 想定利回り  %

(備考) 確定拠出年金を導入する際に想定していた利回りを記載すること。(想定利回りがない場合は、×を記載すること。)

4. 厚生年金保険適用者数 (簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須)

	人 数
男	人
女	人
計	人

(備考) 事業年度末時点のものを記載すること。

5. 加入者等の状況

加入者の状況	前 期 末	資格取得者	資格喪失者	今期末加入者数
男	人	人	人	人
女	人	人	人	人
計	人	人	人	人
運用指図者の状況	前 期 末	資格取得者	資格喪失者	今期末運用指図者数
男	人	人	人	人
女	人	人	人	人
計	人	人	人	人

(備考) 資格取得者及び資格喪失者については、事業年度内に資格を取得又は喪失した者の人数を記載すること。

6. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額

事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額	円
----------------------	---

(備考) 直近の12月～11月の期間分として企業型年金加入者掛金を拠出した者がいる場合に限り記載すること。

7. 事業主掛金の状況

資産管理機関の商号又は名称	事業主掛金の額
	円
	円
	円

事業主掛金総額	円
---------	---

(備考) 直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金について記載すること。

8. 企業型年金加入者掛金の状況

	企業型年金加入者掛金の拠出人数	企業型年金加入者掛金の額
男	人	円
女	人	円
計	人	円

(備考) 直近の12月～11月の期間分として拠出された企業型年金加入者掛金について記載すること。

9. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の拠出区分期間の設定状況

(1) 事業主掛金の拠出区分期間の設定が次のうちのいずれであるか記載すること。

- ① 1年を1区分とし、12か月分ごとに納付する。
- ② 1年を2区分とし、6か月分ごとに納付する。
- ③ 1年を3区分とし、4か月分ごとに納付する。
- ④ 1年を4区分とし、3か月分ごとに納付する。
- ⑤ 1年を6区分とし、2か月分ごとに納付する。
- ⑥ 1年を12区分とし、1か月分ごとに納付する。
- ⑦ その他

(2) (1)で⑦を選択した場合、次の表に拠出区分期間の分類(同じ拠出区分期間であれば同じ数)を記載すること。

12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月

(備考) 例えば、12月～6月を1つ目の拠出区分期間とし、7月～11月を2つ目の拠出区分期間とする場合の拠出区分期間の分類は次のように記載すること。

12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2

(3) 企業型年金加入者掛金の拠出区分期間の設定が次のうちのいずれであるか記載すること。

- ① 1年を1区分とし、12か月分ごとに納付する。
- ② 1年を2区分とし、6か月分ごとに納付する。
- ③ 1年を3区分とし、4か月分ごとに納付する。
- ④ 1年を4区分とし、3か月分ごとに納付する。
- ⑤ 1年を6区分とし、2か月分ごとに納付する。
- ⑥ 1年を12区分とし、1か月分ごとに納付する。
- ⑦ その他

(4) (3)で⑦を選択した場合、次の表に拠出区分期間の分類(同じ拠出区分期間であれば同じ数)を記載すること。(複数あればその1例)

12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月

(備考) 例えば、12月～6月を1つ目の拠出区分期間とし、7月～11月を2つ目の拠出区分期間とする場合の拠出区分期間の分類は次のように記載すること。

12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2



10. 返還資産額の状況

	人 数	返 還 資 産 額
男	人	円
女	人	円
計	人	円

(備考) 事業年度内に返還された資産について記載すること。

11. 資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の実施状況

(簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須)

(1) 資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の実施状況全般について

①実施事業所に使用される者が企業型年金加入者の資格を取得する際に資産の運用に関する基礎資料の提供その他の必要な措置を講じている	
②上述①後、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を継続的に行っている	

(備考) 該当するものに○印を記載すること。

(2) 上述 (1) ②を行っている場合、資産の運用に関する基礎資料の提供その他の必要な措置を講じる頻度が次のうちのいずれであるか記載すること。

- ①半年に1回
- ②1年に1回
- ③2年に1回
- ④3年に1回
- ⑤その他

(3) (2) で⑤を選択した場合、具体的に記載すること。

12. 運用の方法の数 (簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須)

①当該事業年度末時点の運用の方法の数	
②第四号施行日時点の運用の方法の数	

(備考)

1. ②は、平成30年5月1日時点の運用の方法の数を記載すること。
2. 運用の方法の数は、令第15条第1項の表の下欄の定めに従って算定し、記載すること。

13. 各運用の方法ごとの個人別管理資産の状況

運用の方法名	信託財産・保険解約返戻金等の資産額	運用の方法の種類	元本確保の運用の方法	株券等
	円			
	円			
計	円	—	—	—

(備考)

1. 二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について作成し、併せて当該企業型年金全体の状況について作成すること。
2. 事業年度末の状況について記載すること。
3. 「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。
4. 運用の指図がないものは、「運用の方法名」に「未指図」と記載し、「運用の方法の種類」、「元本確保の運用の方法」及び「株券等」は、空欄（—）とすること。
5. 「運用の方法の種類」は、令第15条第1項の表の上欄に掲げる区分に応じて記載すること。
6. 「元本確保の運用の方法」は、当該運用の方法が次に掲げる運用の方法であって令第15条第2項に規定する運用方法要件に適合するものに該当する場合には○印を記載すること。
  - 一 令第15条第1項の表の1の項イ及びロに掲げる運用の方法
  - 二 令第15条第1項の表の2の項イに掲げる運用の方法
  - 三 令第15条第1項の表の3の項イからホまでに掲げる運用の方法
  - 四 令第15条第1項の表の4の項イに掲げる運用の方法
  - 五 令第15条第1項の表の5の項イに掲げる運用の方法
7. 「株券等」は、当該運用の方法が令第15条第1項の表の2の項ニ又は3の項レからウまでに掲げる運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。

14. 指定運用方法の選定状況（簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須）

①指定運用方法が企業型年金加入者に提示されている	
②当該指定運用方法の名称	
③当該指定運用方法の運用の方法の種類	
④当該指定運用方法を選定した年度	
⑤今年度末日に指定運用方法が適用されている人数	

(備考)

1. ①は、該当する場合に○印を記載すること。
2. ②～⑤は、①で指定運用方法が提示されている場合にのみ記載すること。
3. ②は、指定運用方法として選定された運用商品名を記載すること。
4. ③は、令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。

15. 加入者資格喪失者の状況

①加入者資格喪失者数	人
②①のうち、法第83条の規定に基づき、 個人別管理資産が国民年金基金連合会（個人型特定運営管理機 関）に移換された者の数	人

（備考）①については、

- (1) 死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者、及び
- (2) 六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者資格を喪失することを定めている企業型年金の企業型年金加入者の資格を六十歳に達した日以降に喪失した者であって、同日の翌日が属する月に当該企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したものいづれも含まないこととし、事業年度末の1年6か月前から起算して1年間に資格喪失した人数について記載すること。

（例：事業年度が4月～翌年3月であれば、前年9月～8月の喪失者人数）

16. 加入者資格喪失（予定）者への個人別管理資産の移換に係る説明について

（簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須）

説明会を実施している	
対面により個別説明をしている	
説明資料を手交又はメールにより送信	
社内イントラ等の退職者向け資料に説明を掲載	
その他	

（備考）加入者資格喪失（予定）者（死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者を除く。）  
に対して退職時（前）に実施しているもののうち、該当するものに○印を記載すること。

（複数記載可）

上記で「その他」を選択した場合は、その具体的な方法を記載すること。

--

17. 加入者資格喪失者のうち、退職後に個人別資産の移換を行っていない者に対する説明について

（簡易企業型年金の事業者であっても記入が必須）

文書により資産移換の勧奨を実施している	
電話により資産移換の勧奨を実施している	
資産移換の勧奨は運営管理機関に委託している	
その他	

（備考）加入者資格喪失（予定）者（死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者を除く。）  
に対して、退職後に実施しているもののうち、該当するものに○印を記載すること。

（複数記載可）

上記で「その他」を選択した場合は、その具体的な方法を記載すること。

--

18. 規約の備置き・閲覧の状況

規約を事業所内に掲示している	
規約を社内イントラ等に掲示している	
規約の内容を個々の第一号等厚生年金被保険者に配布している	
その他	

(備考) 該当するものに○印を記載すること。(複数記載可)

様式第八号を次のように改める。



	年 月 日
厚生（支）局長 殿	承認番号 厚生年金適用事業所の名称 所在地 事業主名 住所
印	
企業型年金の事業主に係る運営管理業務報告書	
確定拠出年金法第五十条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。	

（日本工業規格A列4番）

（備考）

1. 「承認番号」とは、企業型年金の承認ごとに地方厚生局長又は地方厚生支局長が発行した承認番号をいう。
2. 「厚生（支）局長」は、企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主（二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する場合にあっては、その一の代表）の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

企業型年金事業主運営管理業務報告書

承認番号	
厚生年金適用事業所名	
事業主名	
（ 事業年度） 年 月 日から 年 月 日まで	

1. 事業主が担当する企業型年金加入者等の人数の状況

①法第2条第7項第1号イに掲げる業務			
企業型年金加入者数	名 (男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名 (男	名、女	名)
合計	名 (男	名、女	名)
②法第2条第7項第1号ロに掲げる業務			
企業型年金加入者数	名 (男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名 (男	名、女	名)
合計	名 (男	名、女	名)
③法第2条第7項第1号ハに掲げる業務			
企業型年金加入者数	名 (男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名 (男	名、女	名)
合計	名 (男	名、女	名)
④法第2条第7項第2号に掲げる業務			
企業型年金加入者数	名 (男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名 (男	名、女	名)
合計	名 (男	名、女	名)

(備考)

- ①、②及び④は、事業年度末時点のものを記載すること。
- ③は、事業年度中に給付を受ける権利の裁定を行った者の総数を記載すること。

(法第2条第7項第1号イに掲げる業務の実施状況)

2. 事業主が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者に係る掛金の状況

	掛金額区分	掛 金 総 額	平均掛金額
男	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合 計	円	円
女	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合 計	円	円
計	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合 計	円	円

(備考)

- 「掛金総額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金額の総額を記載すること。
- 「平均掛金額」については、「掛金総額」を事業主が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者のうち、直近の12月～11月の期間内に企業型年金加入者期間を有するものに係る企業型年金加入者期間の合計で除したものを記載すること。

3. 事業主が法第2条第7項第1号イに掲げる業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用の状況

運用の方法名	企業型年金加入者等数	個人別管理資産総額	運用の方法の種類	元本確保の運用の方法	株券等
	企業型年金加入者数 企業型年金運用指図者数 合計	円 円 円			
	企業型年金加入者数 企業型年金運用指図者数 合計	円 円 円			
合計	企業型年金加入者数 企業型年金運用指図者数 合計	円 円 円	—	—	—

(備考)

1. 事業年度末の状況について記載すること。
2. 「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。
3. 運用の指図がないものは、「運用の方法名」に「未指図」と記載し、「運用の方法の種類」、「元本確保の運用の方法」及び「株券等」は、空欄（—）とすること。
4. 「運用の方法の種類」は、令第15条第1項の表の上欄に掲げる区分に応じて記載すること。
5. 「元本確保の運用の方法」は、当該運用の方法が次に掲げる運用の方法であって令第15条第2項に規定する運用方法要件に適合するものに該当する場合には○印を記載すること。
  - 一 令第15条第1項の表の1の項イ及びロに掲げる運用の方法
  - 二 令第15条第1項の表の2の項イに掲げる運用の方法
  - 三 令第15条第1項の表の3の項イからホまでに掲げる運用の方法
  - 四 令第15条第1項の表の4の項イに掲げる運用の方法
  - 五 令第15条第1項の表の5の項イに掲げる運用の方法
6. 「株券等」は、当該運用の方法が令第15条第1項の表の2の項ニ又は3の項レからウまでに掲げる運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。



4. 給付の状況

給 付		事業年度末の受給者数（うち本年度 の新規受給者数）		支給総額（うち新規受給者への支給 額）	
老 齢 給 付 金	年 金 （一時金との 併給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
	一 時 金 （年金との併 給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
	年 金 と 一 時 金 の 併 給	男	人（ 人）	年 金	円（ 円）
		女	人（ 人）	一 時 金	円（ 円）
		計	人（ 人）	年 金	円（ 円）
				一 時 金	円（ 円）
障 害 給 付 金	年 金 （一時金との 併給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
	一 時 金 （年金との併 給を除く）	男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
	年 金 と 一 時 金 の 併 給	男	人（ 人）	年 金	円（ 円）
		女	人（ 人）	一 時 金	円（ 円）
		計	人（ 人）	年 金	円（ 円）
				一 時 金	円（ 円）
死 亡 一 時 金		男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
脱 退 一 時 金		男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	
計		男	人（ 人）	円（ 円）	
		女	人（ 人）	円（ 円）	
		計	人（ 人）	円（ 円）	

(法第2条第7項第1号ロに掲げる業務の実施状況)

5. 事業主が法第2条第7項第1号ロに掲げる業務を担当する企業型年金加入者等が行った運用の指図の内容についての資産管理機関への通知の件数

	資産管理機関への通知	
企業型年金加入者	男	件
	女	件
	計	件
企業型年金運用指図者	男	件
	女	件
	計	件

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第1号ハに掲げる業務の実施状況)

6. 事業主が行った法第2条第7項第1号ハの給付を受ける権利の裁定の件数

老 齢 給 付 金	障 害 給 付 金	死 亡 一 時 金	脱 退 一 時 金
男	男	男	男
女	女	女	女
計	計	計	計

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第2号に掲げる業務の実施状況)

7. 報告者が法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用の方法の選定及び提示の状況

運用の方法の数	第1号運用方法数	第2号運用方法数	第3号運用方法数	第4号施行日時点の運用の方法の数

(備考)

1. 「運用の方法の数」は、令第15条第1項の表の下欄の定めに従って算定し、記載すること。
2. 「第1号運用方法数」は選定及び提示している運用方法のうち元本確保の運用の方法の数を、「第2号運用方法数」は第1号運用方法及び第3号運用方法以外の運用の方法の数を、「第3号運用方法数」は令第15条第1項の表の2の項ニ及び3の項レからウまでに掲げる運用の方法の数を記載すること。
3. 加入者等に係る運用の方法の選定及び提示については、加入者等に対して選定及び提示している一の運用方法群ごとに記載すること。
4. 加入者等に提示した運用の方法を変更し、「運用の方法の数」、「第1号運用方法数」、「第2号運用方法数」又は「第3号運用方法数」が異なることとなった場合は、変更前の運用方法数と変更後の運用方法数をそれぞれ記載すること。
5. 「第4号施行日時点の運用の方法の数」については、平成30年5月1日時点の運用の方法の数を記載すること。
6. 提示した運用の方法の数の少ない順に記入すること。なお、個別の企業名を記載する必要はない。

8. 事業主が法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する企業型年金加入者等に対して行った運用の方法に係る情報提供の内容

運用の方法名	運用の方法の種類	情報提供の内容の概要	情報提供の回数

(備考)

1. 「運用の方法名」は、各運用商品名を記載すること。
2. 「運用の方法名」は、運用の方法が法第23条の2第2項に規定する指定運用方法の場合、その冒頭に「【指定】」と記載すること。
3. 「運用の方法の種類」は、令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
4. 「情報提供の内容の概要」は、報告者が選定及び提示した運用の方法ごとに企業型年金加入者等に対して行った情報提供の内容を簡潔に記載すること。
5. 「情報提供の回数」は、当該事業年度において、企業型年金加入者等に対し情報提供を行った回数を記載すること。

9. 指定運用方法の選定状況

①指定運用方法を加入者に提示している	
②当該指定運用方法の名称	
③当該指定運用方法の運用の方法の種類	
④当該指定運用方法を選定した年度	
⑤今年度末日に指定運用方法が適用されている人数	
⑥⑤の者に係る当該指定運用方法の個人別管理資産の残高	

(備考)

1. ①は、該当する場合に○印を記載すること。
2. ②～⑥は、①で指定運用方法を提示している場合にのみ記載すること。
3. ②は、指定運用方法として選定された運用商品名を記載すること。
4. ③は、令第15条第1項の表の中欄に掲げる区分に応じて記載すること。
5. 法第2条第7項第2号に掲げる業務を担当する確定拠出年金運営管理機関は、当該事業年度内に指定運用方法を選定又は変更した場合には、新たに選定した指定運用方法の選定理由を記載した書面を17の次に添付すること。選定理由は、法第23条の2第2項の指定運用方法の基準を踏まえ、令第6条第8項口の協議の結果を尊重した上で当該指定運用方法を選定したことがわかる内容を記載すること。

10. 当該事業年度内に除外された運用の方法の状況

	当該事業年度内に除外された運用の方法名
A 実施事業所	
B 実施事業所	
C 実施事業所	

(備考)

- 二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について記載し、併せて当該企業型年金全体の状況について記載すること。
- 事業年度末時点の状況について記載すること。

11. 加入者資格喪失者の状況

①加入者資格喪失者数	人
②①のうち、法第83条の規定に基づき、個人別管理資産が国民年金基金連合会に移換された者の数	人

(備考)

- ①については、
- 死亡又は運用指図者資格取得による加入者資格喪失者、及び
  - 六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者資格を喪失することを定めている企業型年金の企業型年金加入者の資格を六十歳に達した日以降に喪失した者であって、同日の翌日が属する月に当該企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したもの
- のいずれも含まないこととし、事業年度末の1年6か月前から起算して1年間に資格喪失した人数について記載すること。  
(例：事業年度が4月～翌年3月であれば、前年9月～8月の喪失者人数)

(法第83条第2項の規定による通知の状況)

12. 事業主が法第83条第2項の規定により行った通知（個人別管理資産が連合会に移換された者への通知）の件数等

企業型運用関連運営管理機関等名	件数	移換金額
	人	円

(備考)

当該事業年度内に法第83条第1項の規定により個人別管理資産が連合会（個人型特定運営管理機関に限る。）へ移換された者への同条第2項の規定による通知の実績を記載すること。

13. 年齢及び掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第1号に該当する者）

掛金総額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～40,000円							
40,001円～45,999円							
46,000円							
46,001円～50,999円							
51,000円							
51,001円～54,999円							
55,000円							
人数計							

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第2号に該当する者）

掛金総額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～22,999円							
23,000円							
23,001円～25,499円							
25,500円							
25,501円～27,499円							
27,500円							
人数計							

③個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第3号に該当する者）

年齢区分 掛金総額 区分（平均月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～34,999円							
35,000円							
人数計							

④個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第4号に該当する者）

年齢区分 掛金総額 区分（平均月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,499円							
15,500円							
人数計							

（備考）

- ③及び④は法第3条第3項第7号の3に掲げる事項を企業型年金規約に定めている場合に限り記載すること。
- 直近の11月末の状況について記載すること。
- 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

14. 年齢及び事業主掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第1号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～40,000円							
40,001円～45,999円							
46,000円							
46,001円～50,999円							
51,000円							
51,001円～54,999円							
55,000円							
人数計							

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第2号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～22,999円							
23,000円							
23,001円～25,499円							
25,500円							
25,501円～27,499円							
27,500円							
人数計							

③個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第3号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～34,999円							
35,000円							
人数計							

④個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第4号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,499円							
15,500円							
人数計							

（備考）

- ③及び④は法第3条第3項第7号の3に掲げる事項を企業型年金規約に定めている場合に限り記載すること。
- 直近の11月末の状況について記載すること。
- 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。



15. 年齢及び企業型年金加入者掛金ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第1号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～25,500円							
25,501円～27,500円							
人数計							

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第2号に該当する者）

掛金額 区分（平均月額）	年齢区分						人数計
	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～12,750円							
12,751円～13,750円							
人数計							

（備考）

1. 企業型年金加入者掛金を導入している場合に限り記載すること。
2. 直近の11月末の状況について記載すること。
3. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

16. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額ごとの人数の状況

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第1号に該当する者）

掛金額区分 (平均月額)		加入者掛金					
		0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 20,000円	20,001円～ 27,499円	27,500円
事業主掛金	0円						
	1円～5,000円						
	5,001円～10,000円						
	10,001円～20,000円						
	20,001円～27,499円						
	27,500円						
	27,501円～30,000円						
	30,001円～40,000円						
	40,001円～50,000円						
	50,001円～55,000円						

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第2号に該当する者）

掛金額区分 (平均月額)		加入者掛金				
		0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 13,749円	13,750円
事業主掛金	0円					
	1円～5,000円					
	5,001円～10,000円					
	10,001円～13,749円					
	13,750円					
	13,751円～20,000円					
	20,001円～27,500円					

(備考)

1. 企業型年金加入者掛金を導入している場合に限り記載すること。
2. 直近の11月末の状況について記載すること。
3. 「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された掛金総額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

17. 個人別管理資産等の移受換状況

(1) 個人別管理資産の移換先別移換件数

	企業型年金	個人型年金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済
A実施事業所				
B実施事業所				
C実施事業所				
・				
・				
個人型aプラン				
個人型bプラン				
個人型cプラン				
・				
・				
・				

(備考) 事業年度内に移換した資産の件数の累計を記載すること。

(2) 他の企業年金等の資産の受換件数

	企業型年金	個人型年金	厚生年金基金	確定給付企業年金	中小企業退職金共済	企業年金連合会	その他(自社退職金等)
A実施事業所							
B実施事業所							
C実施事業所							
・							
・							
個人型aプラン							
個人型bプラン							
個人型cプラン							
・							
・							
・							

(備考) 事業年度内に受換した資産の件数の累計を記載すること。

様式第九号の次に次の七様式を加える。



様式第十号（第五十六条の六第二項第一号、第三項関係）

中小事業主の資格に関する現況について

年 月 日現在の標記状況は以下のとおりです。

1. 厚生年金適用事業所名
2. 事業主名
3. 企業型年金、確定給付企業年金及び存続厚生年金基金の実施状況
4. 当該厚生年金適用事業所に使用される第一号厚生年金被保険者の数
5. 当該事業主が複数の厚生年金適用事業所で第一号厚生年金被保険者を使用する場合にあっては、その全体の第一号厚生年金被保険者の総数

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

厚生（支）局長 殿  
国民年金基金連合会理事長

厚生年金適用事業所名

所在地

事業主名

住所

印

（日本工業規格 A 列 4 番）

（備考）

1. 「第一号厚生年金被保険者」とは、法第 2 条第 6 項に規定する第一号厚生年金被保険者をいう。
2. 「厚生（支）局長」は、厚生年金適用事業所の事業主の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

様式第十一号（第五十六条の六第二項第二号関係）

年 月 日

（事業主名） 殿

労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名  
又は第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の氏名 印

同 意 書

確定拠出年金法の規定に基づく中小事業主掛金を拠出すること及び中小事業主掛金の額の決定に同意します。

（日本工業規格 A 列 4 番）

（備考）

「第一号厚生年金被保険者」とは、法第 2 条第 6 項に規定する第一号厚生年金被保険者をいう。

年 月 日

（事業主名） 殿

労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名  
又は第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の氏名 印

同 意 書

確定拠出年金法の規定に基づく中小事業主掛金の拠出の対象となる者の資格を定めることに  
同意します。

（日本工業規格 A 列 4 番）

（備考）

「第一号厚生年金被保険者」とは、法第 2 条第 6 項に規定する第一号厚生年金被保険者をいう。

年 月 日

（事業主名） 殿

労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名  
又は第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の氏名 印

同 意 書

確定拠出年金法の規定に基づく中小事業主掛金の額の変更に同意します。

（日本工業規格 A 列 4 番）

（備考）

「第一号厚生年金被保険者」とは、法第 2 条第 6 項に規定する第一号厚生年金被保険者をいう。



年 月 日

（事業主名） 殿

労働組合の名称及び当該労働組合を代表する者の氏名  
又は第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の氏名 印

同 意 書

確定拠出年金法の規定に基づく中小事業主掛金を拠出しないこととすることに同意します。

（日本工業規格A列4番）

（備考）

「第一号厚生年金被保険者」とは、法第2条第6項に規定する第一号厚生年金被保険者をいう。

労働組合の現況について

年 月 日現在の標記状況は以下のとおりです。

1. 厚生年金適用事業所名
2. 労働組合の名称
3. 当該厚生年金適用事業所に使用される第一号厚生年金被保険者の数
4. 当該厚生年金適用事業所に使用される第一号厚生年金被保険者のうち当該労働組合の組合員の数

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

厚生（支）局長 殿  
国民年金基金連合会理事長

厚生年金適用事業所名  
所在地  
事業主名  
住所

印

（日本工業規格A列4番）

（備考）

1. 「第一号厚生年金被保険者」とは、法第2条第6項に規定する第一号厚生年金被保険者をいう。
2. 「厚生（支）局長」は、厚生年金適用事業所の事業主の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

証 明 書

下記の者が当厚生年金適用事業所の第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者として、正当に選出された者であることを証明します。

1. 所 属
2. 役 職
3. 氏 名
4. 住 所
5. 選出方法

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

厚生（支）局長 殿  
国民年金基金連合会理事長

厚生年金適用事業所名

所在地

事業主名

住所

印

（日本工業規格 A 列 4 番）

（備考）

1. 「第一号厚生年金被保険者」とは、法第 2 条第 6 項に規定する第一号厚生年金被保険者をいう。
2. 「厚生（支）局長」は、厚生年金適用事業所の事業主の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

(確定給付企業年金法施行規則の一部改正)

第二条 確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

第一章〜第七章 (略)

第七章の二 確定給付企業年金と確定拠出年金との移行等 (第九十六條の二―第九十六條の十三)

第八章〜第十章 (略)

附則

(規約の変更の承認の申請)

第八条 法第六条第一項の規定による規約の変更の承認の申請は、事業主の名称、規約番号(規約型企業年金の規約の承認ごとに厚生労働大臣又は地方厚生局長等が発行した番号をいう。以下同じ。)並びに変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣(当該規約の変更の承認に関する権限が第二百二十一条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等)に提出することによつて行うものとする。

一〇八 (略)

九 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第三十一条の三第一項(同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。第九十六條の十一において同じ。)の規定により、積立金(法第八十三條の規定により当該確定給付企業年金が終了した場合は、法第八十九條第六項に規定する残余財産。第九十六條の十一において同じ。)を独立行政法人勤労者退職金共済機構に移換することを内容とする規約の変更の承認を申請する場合に於ては、法第十二條の四第一項に規定する合併等を実施したことを証する書類

2 (略)

十 (略)

目次

第一章〜第七章 (略)

第七章の二 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等 (第九十六條の二―第九十六條の六)

第八章〜第十章 (略)

附則

(規約の変更の承認の申請)

第八条 法第六条第一項の規定による規約の変更の承認の申請は、事業主の名称、規約番号(規約型企業年金の規約の承認ごとに厚生労働大臣又は地方厚生局長等が発行した番号をいう。以下同じ。)並びに変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣(当該規約の変更の承認に関する権限が第二百二十一条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等)に提出することによつて行うものとする。

一〇八 (略)

(新設)

九 (新設)

2 (略)

十 (略)

(基金の規約の変更の認可の申請)

第十六条 法第十六条第一項の規定による規約の変更の認可の申請は、基金の名称、基金番号(基金の設立の認可ごとに厚生労働大臣が発行した番号をいう。以下同じ。)並びに変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣(当該規約の変更の認可に関する権限が第二百二十一条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等)に提出することによって行うものとする。

- 一 第八条第一項第二号から第五号まで及び第七号から第九号までに掲げる書類
- 二(四) (略)

(脱退一時金相当額等の移換に係る者に支給する給付)

第三十二条の二 資産管理運用機関(法第四条第三号に規定する資産管理運用機関をいう。)又は基金(以下「資産管理運用機関等」という。)が法第八十一条の二第二項、第八十二条の五第一項又は第九十一条の二十六第二項の規定により脱退一時金相当額等(脱退一時金相当額、個人別管理資産、中小企業退職金共済法第十七条第一項に規定する解約手当金に相当する額、同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額又は積立金を総称する。以下この条及び次条において同じ。)の移換を受けた者に事業主等が支給する一時金(年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。)の額は、当該確定給付企業年金の規約で定める方法により計算した額又は当該移換を受けた脱退一時金相当額等の額(リスク分担型企業年金の場合にあつては当該脱退一時金相当額等の額に移換を受けたときの調整率及び一時金の支給の請求をしたときの調整率に応じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額)のいずれか高い額とする。

(リスク分担型企業年金掛金額)

(基金の規約の変更の認可の申請)

第十六条 法第十六条第一項の規定による規約の変更の認可の申請は、基金の名称、基金番号(基金の設立の認可ごとに厚生労働大臣が発行した番号をいう。以下同じ。)並びに変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣(当該規約の変更の認可に関する権限が第二百二十一条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等)に提出することによって行うものとする。

- 一 第八条第一項第二号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる書類
- 二(四) (略)

(脱退一時金相当額等の移換に係る者に支給する給付)

第三十二条の二 資産管理運用機関(法第四条第三号に規定する資産管理運用機関をいう。)又は基金(以下「資産管理運用機関等」という。)が法第八十一条の二第二項又は第九十一条の二十六第二項の規定により脱退一時金相当額等(脱退一時金相当額又は積立金を総称する。以下この条及び次条において同じ。)の移換を受けた者に事業主等が支給する一時金(年金として支給する老齢給付金の支給を開始した後に支給する一時金を除く。)の額は、当該確定給付企業年金の規約で定める方法により計算した額又は当該移換を受けた脱退一時金相当額等の額(リスク分担型企業年金の場合にあつては当該脱退一時金相当額等の額に移換を受けたときの調整率及び一時金の支給の請求をしたときの調整率に応じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額)のいずれか高い額とする。

(リスク分担型企業年金掛金額)

第四十六条の三 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由によりリスク分担型企業年金掛金額を再計算する場合には、当該各号に定める事業主のリスク分担型企業年金掛金額は、第一項の計算されることとなる標準掛金額と当該リスク分担型企業年金の掛金の額を第四十五条第一項の標準掛金額、補足掛金額その他の掛金の額に区分して定めることとしたならば次の各号に掲げる事由による財政計算において計算されることとなる補足掛金額を合算した額とすることができる。

一～三 (略)

四 中小企業退職金共済法第十七条第一項の規定による資産管理運用機関等への解約手当金に相当する額の引渡し 当該引渡しに関する申出に係る共済契約者であった事業主

五 中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による資産管理運用機関等への解約手当金に相当する額の移換 当該移換に関する申出に係る共済契約者であった事業主

(脱退一時金相当額の他の確定給付企業年金への移換の申出)

第八十九条の三 法第八十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者(令第五十条の二第一項に規定する中途脱退者をいう。以下同じ。)に係る次に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。)を、移換先確定給付企業年金(法第八十一条の二第一項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。以下同じ。)の事業主等に提出するものとする。

一 (略)

二 脱退一時金相当額、その算定の基礎となつた期間並びに当該期間の開始日及び終了日

第四十六条の三 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由によりリスク分担型企業年金掛金額を再計算する場合には、当該各号に定める事業主のリスク分担型企業年金掛金額は、第一項の計算されることとなる標準掛金額と当該リスク分担型企業年金の掛金の額を第四十五条第一項の標準掛金額、補足掛金額その他の掛金の額に区分して定めることとしたならば次の各号に掲げる事由による財政計算において計算されることとなる補足掛金額を合算した額とすることができる。

一～三 (略)

四 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第十七条第一項の規定による資産管理運用機関等への解約手当金に相当する額の引渡し 当該引渡しに関する申出に係る共済契約者であった事業主

(新設)

(脱退一時金相当額の他の確定給付企業年金への移換の申出)

第八十九条の三 法第八十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があつたときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者(令第五十条の二第一項に規定する中途脱退者をいう。以下同じ。)に係る次に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。)を、移換先確定給付企業年金(法第八十一条の二第一項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。以下同じ。)の事業主等に提出するものとする。

一 (略)

二 脱退一時金相当額及びその算定の基礎となつた期間

(資産の移換をする場合の掛金の一括拠出に係る積立金の算定方法)  
第九十六条の二 令第五十四条の四に規定する厚生労働省令で定める方法は、第八十七条の二第一項各号に掲げる方法とする。この場合において、同項各号中「分割」とあるのは「移換」と、「移換先確定給付企業年金」とあるのは「実施事業所の事業主が実施する企業型年金の資産管理機関」と読み替えるものとする。  
(削る)

(法第八十二条の四第一項の厚生労働省令で定める行為)

第九十六条の七 法第八十二条の四第一項の厚生労働省令で定める行為は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

一 当該実施事業所の事業主が中小企業退職金共済法第二条第三項に規定する退職金共済契約の当事者である事業主(以下この条において「共済契約者」という。)でない場合 次のイからへまでに定める行為

イ 共済契約者(中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による申出をしようとする者を除き、当該共済契約者が実施事業所の事業主である場合であつて、法第八十二条の四第一項の規定による申出ができる者となるときは、同項の規定による申出をする者に限る。以下この号において同じ。)との会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第二十七号に規定する吸収合併(同法以外の法令に基づく吸収合併に相当する行為を含む。次号にお

(資産の移換をする場合の掛金の一括拠出に係る積立金の算定方法)  
第九十六条の二 令第五十四条の四に規定する厚生労働省令で定める方法は、第八十七条の二第一項各号に掲げる方法とする。この場合において、同項中「分割」とあるのは「移換」と、「移換先確定給付企業年金」とあるのは「実施事業所の事業主が実施する企業型年金の資産管理機関」と読み替えるものとする。

2||

リスク分担型企業年金の事業主等が法第八十二条の二第一項の規定に基づき積立金を移換する場合であつて当該移換により積立割合が減少することが見込まれるときは、前項の規定にかかわらず、令第五十四条の四に規定する厚生労働省令で定める方法は、積立割合が減少しないように同条の当該移換に係る額を定める方法とすることができる。

(新設)



- 
- いて同じ。)
- ロ 共済契約者との会社法第二十八条に規定する新設合併（同法以外の法令に基づく新設合併に相当する行為を含む。次号において同じ。）
- ハ 会社法第二十九条に規定する吸収分割（同法以外の法令に基づく吸収分割に相当する行為を含む。以下この条において同じ。）により、当該実施事業所の事業主が、共済契約者（その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させるもの）
- ニ 会社法第二十九条に規定する吸収分割により、当該実施事業所の事業主が、共済契約者からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継するもの
- ホ 共済契約者と共同して行う会社法第三十条に規定する新設分割（同法以外の法令に基づく新設分割に相当する行為を含む。次号において同じ。）
- ヘ 共済契約者と会社法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等（同法以外の法令に基づく事業譲渡等に相当する行為を含み、当該実施事業所の事業主に使用される加入者又は当該共済契約者に使用される被共済者（中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者をいう。）に係る労働契約に関する権利義務の承継が行われる場合に限る。次号において同じ。）に係る契約を締結するもの
- 二 当該実施事業所の事業主が共済契約者である場合 次のイからへまでに定める行為
- イ 実施事業所（確定拠出年金法第三条第三項第二号に規定する実施事業所を含む。以下この号において同じ。）の事業主でない共済契約者（中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による申出をしようとする者を除く。以下この号において「相手方共済契約者」という。）又は共済契約者でない実施事業所の事業主（確定給付企業年金を実施している場合であって、法第八十二条の四第一項の規定による申出ができる者となるときは、同項の
-

規定による申出をする者に限る。以下この号において「相手方実施事業所事業主」という。）との会社法第二条第二十七号に規定する吸収合併

ロ 相手方共済契約者との会社法第二条第二十八号に規定する新設合併

ハ 会社法第二条第二十九号に規定する吸収分割により、当該実施事業所の事業主が、相手方共済契約者とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させるもの

ニ 会社法第二条第二十九号に規定する吸収分割により、当該実施事業所の事業主が、相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継するもの

ホ 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主と共同して行う会社法第二条第三十号に規定する新設分割

ヘ 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主と会社法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等に係る契約を締結するもの

（確定給付企業年金から独立行政法人勤労者退職金共済機構への積立金等の移換の基準）

第九十六条の八 令第五十四条の八第二号の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 当該確定給付企業年金を終了する場合 令第五十七条第一項第一号の規定による額を移換するものであること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該移換をする日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額を移換するものであること。

（確定給付企業年金から独立行政法人勤労者退職金共済機構への積立金等の移換をする場合の掛金の一括拠出に係る積立金等の算定方法）

（新設）

第九十六条の九 令第五十四条の八第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、第八十七条の二第一項各号に掲げる方法とする。この場合において、同項各号中「分割」とあるのは「移換」と、「移換先確定給付企業年金」とあるのは「独立行政法人勤労者退職金共済機構」と読み替えるものとする。

(新設)

(他制度の資産の算定の基礎となった期間の一部を合算する場合における算定方法)

第九十六条の十 令第五十四条の九の規定により確定拠出年金又は独立行政法人勤労者退職金共済機構から資産の移換又は引渡しを受けた額の算定の基礎となった期間の一部を、当該加入者に係る確定給付企業年金の加入者期間に算入するときは、次に掲げる要件を満たす算定方法によらなければならない。

(新設)

- 一 確定給付企業年金の規約に照らして当該移換又は引渡しを受けた額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が移換又は引渡しを受けた額の算定の基礎となった期間を超える場合にあつては、当該算定の基礎となった期間とすること。
- 二 当該移換又は引渡しを受けた額の算定の基礎となった期間を算入しないこととする場合にあつては、確定給付企業年金の加入者であつた期間が一年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。
- 三 その他当該加入者について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

(積立金の移換に関する事項の説明義務)

第九十六条の十一 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者が当該

(新設)

加入者の資格を喪失した場合又は当該確定給付企業年金が終了した場合であつて、法第八十二条の四第一項に規定する合併等を実施した事業主が同項の規定による申出をしようとするときは、中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定による積立金の移換に關して必要な事項について、当該加入者の資格を喪失した者又は当該確定給付企

業年金が終了した日において当該確定給付企業年金の加入者であった者に説明しなければならない。

(個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務)

第九十六条の十二 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者の資格を取得した者が、確定拠出年金法第五十四条の四又は第七十四条の四の規定により当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に個人別管理資産を移換することができるものであるときは、当該加入者の資格を取得した者に係る当該確定給付企業年金の給付に関する事項その他個人別管理資産の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を取得した者に説明しなければならない。

(個人別管理資産又は解約手当金に相当する額の移換又は引渡しを受けた旨の通知)

第九十六条の十三 法第八十二条の五第二項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書を当該加入者に送付することによって行うものとする。

- 一 確定給付企業年金の資産管理運用機関等が個人別管理資産又は解約手当金に相当する額の移換又は引渡しを受けた年月日及びその額
- 二 令第五十四条の九の規定により確定給付企業年金の加入者期間に算入される期間

(脱退一時金相当額の連合会への移換の申出)

第四百四条の十五 法第九十一条の十九第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があったときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者に係る次に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、連合会に提出するものとする。

一 (略)

二 脱退一時金相当額、その算定の基礎となった期間並びに当該期間の開始日及び終了日

(新設)

(新設)

(脱退一時金相当額の連合会への移換の申出)

第四百四条の十五 法第九十一条の十九第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出があったときは、当該申出を受けた事業主等は、当該中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、連合会に提出するものとする。

一 (略)

二 脱退一時金相当額及びその算定の基礎となった期間

(準用規定)

第百四条の二十一 第十九条の規定は連合会の理事長の就任等について、第二十条の規定は連合会が行う会議録の謄本等の添付について、第三十条及び第三十五条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第三十二条の二、第三十三条第一項、第三十四条及び第三十六条の規定は連合会が支給する給付について、第三十三条第三項の規定は法第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項及び第九十一条の二十一第三項の遺族給付金について、第五十三条第一項及び第二項、第六十七条、第七十一条から第八十一条まで、第八十三条、第八十四条第一項及び第三項並びに第八十五条の規定は法の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について、第八十五条の二の規定は連合会が行う個人情報の取扱いについて、第九十八条(第四号及び第五号を除く。)及び第百条から第百三条までの規定は連合会の解散及び清算について、第百十条第三項、第四項及び第六項、第百十一条第一項、第百十二条、第百十四条並びに第百十五条の規定は連合会の財務及び会計について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十二条の二		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
脱退一時金相当額等 (脱退一時金相当額)	第八十一条の二第二項、第八十二条の五第一項又は第九十一条の二十六第二項	第九十一条の十九第二項、第九十一条の二十第二項、第九十一条の二十一第二項又は第九十一条の二十二第二項	脱退一時金相当額又は残余財産(法第九

(準用規定)

第百四条の二十一 第十九条の規定は連合会の理事長の就任等について、第二十条の規定は連合会が行う会議録の謄本等の添付について、第三十条及び第三十五条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第三十二条の二、第三十三条第一項、第三十四条及び第三十六条の規定は連合会が支給する給付について、第三十三条第三項の規定は法第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項及び第九十一条の二十一第三項の遺族給付金について、第五十三条第一項及び第二項、第六十七条、第七十一条から第八十一条まで、第八十三条、第八十四条第一項及び第三項並びに第八十五条の規定は法の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について、第八十五条の二の規定は連合会が行う個人情報の取扱いについて、第九十八条(第四号及び第五号を除く。)及び第百条から第百三条までの規定は連合会の解散及び清算について、第百十条第三項、第四項及び第六項、第百十一条第一項、第百十二条、第百十四条並びに第百十五条の規定は連合会の財務及び会計について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十二条の二		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
脱退一時金相当額等 (脱退一時金相当額)	第八十一条の二第二項又は第九十六条の二十六第二項	第九十一条の十九第二項、第九十一条の二十第二項、第九十一条の二十一第二項又は第九十一条の二十二第二項	脱退一時金相当額又は残余財産(法第九

(略)	(略)	(略)	(略)
			個人別管理資産、中小企業退職金共済法第十七条第一項に規定する解約手当金に相当する額、同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額又は積立金を総称する。以下この条及び次条において同じ。)
			十一條の二十第一項に規定する残余財産をいう。以下同じ。)

(積立金の確定給付企業年金への移換の申出等)  
 第四百四條の二十二 法第九十一條の二十六第一項の規定による積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、当該中途脱退者等(同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。)に係る次に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、事業主等に提出するものとする。

一・二 (略)

三 第四百四條の十五第二号に掲げる脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は第四百四條の十八第一項第二号に掲げる終了した確定給付企業年金の加入者期間(次号及び次条第一項第三号において「算定基礎期間等」という。)

2 四 算定基礎期間等の開始日及び終了日  
 (略)

(略)	(略)	(略)	(略)
			又は積立金を総称する。以下この条及び次条において同じ。)
			十一條の二十第一項に規定する残余財産をいう。以下同じ。)

(積立金の確定給付企業年金への移換の申出等)  
 第四百四條の二十二 法第九十一條の二十六第一項の規定による積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、当該中途脱退者等(同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。)に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、事業主等に提出するものとする。

一・二 (略)

三 第四百四條の十五第二号に掲げる脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は第四百四條の十八第一項第二号に掲げる終了した確定給付企業年金の加入者期間(次条第一項第三号において「算定基礎期間等」という。)

2 (新設)  
 (略)

(中小企業退職金共済法施行規則の一部改正)

第三条 中小企業退職金共済法施行規則(昭和三十四年労働省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

第一章 (略)

第二章 退職金共済契約

第一節～第四節 (略)

第五節 他の退職金共済制度に係る退職金相当額の受入れ等 (第六

十条―第六十九条の十九)

第三章～第六章 (略)

附則

(退職金の減額)

第十九条 (略)

2 法第十条第五項の申出に係る被共済者について法第十八条の掛金納付月数の通算、法第三十条第一項の受入れ、法第三十一条の三第一項(同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。以下この項、第三十条、第六十九条の九第一項、第六十九条の十第一項、第六十九条の十一(同条第二項を除く。)及び第六十九条の十四第三項各号列記以外の部分において同じ。)の移換又は法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の繰入れが行われている場合における法第十条第五項の規定による退職金の減額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額以下の額で、共済契約者が申し出た額によつて行うものとする。

一・二 (略)

三 当該被共済者について法第三十一条の三第一項の移換が行われている場合 当該被共済者に支給すべき退職金の額のうち当該移換を受けなかったものとみなして算定した額

四 (略)

目次

第一章 (略)

第二章 退職金共済契約

第一節～第四節 (略)

第五節 他の退職金共済制度に係る退職金相当額の受入れ等 (第六

十条―第六十九条の八)

第三章～第六章 (略)

附則

(退職金の減額)

第十九条 (略)

2 法第十条第五項の申出に係る被共済者について法第十八条の掛金納付月数の通算、法第三十条第一項の受入れ又は法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の繰入れが行われている場合における法第十条第五項の規定による退職金の減額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額以下の額で、共済契約者が申し出た額によつて行うものとする。

一・二 (略)

(新設)

三 (略)



(解約手当金の減額)

第三十条 法第十六条第二項ただし書の規定により解約手当金を支給する場合における同条第四項の規定による解約手当金の減額は、当該支給すべき解約手当金の額(当該被共済者について法第三十一条の第三項の移換が行われている場合にあつては、当該移換を受けなかつたものとみなして算定して得られる額に限る。)に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額以下の額によつて行うものとする。

一・二 (略)

2 その掛金につき法第二十三条第一項の規定に基づく減額の措置が講ぜられた共済契約が、法第八条第二項第一号又は第三項第一号に該当することを理由として解除された場合に解約手当金を支給するとき(法第三十一条の四第三項の規定により支給するときを除く。)における法第十六条第四項の規定による解約手当金の減額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額によつて行うものとする。

一 過去勤務掛金が納付されたことのない共済契約が解除された場合  
次のいずれか少ない額

イ (略)

ロ 法第十六条第三項の規定により準用する法第十条第二項の規定により当該共済契約に係る解約手当金の額として算定して得られる額(当該被共済者について法第三十一条の第三項の移換が行われている場合にあつては、当該移換を受けなかつたものとみなして算定して得られる額に限る。)に百分の三十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)

二 過去勤務掛金が納付されたことのある共済契約が解除された場合  
次のイからハまでのうち最も少ない額

イ (略)

(解約手当金の減額)

第三十条 法第十六条第二項ただし書の規定により解約手当金を支給する場合における同条第四項の規定による解約手当金の減額は、当該支給すべき解約手当金の額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額以下の額によつて行うものとする。

一・二 (略)

2 その掛金につき法第二十三条第一項の規定に基づく減額の措置が講ぜられた共済契約が、法第八条第二項第一号又は第三項第一号に該当することを理由として解除された場合に解約手当金を支給するときにおける法第十六条第四項の規定による解約手当金の減額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額によつて行うものとする。

一 過去勤務掛金が納付されたことのない共済契約が解除された場合  
次のいずれか少ない額

イ (略)

ロ 法第十六条第三項の規定により準用する法第十条第二項の規定により当該共済契約に係る解約手当金の額として算定して得られる額に百分の三十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)

二 過去勤務掛金が納付されたことのある共済契約が解除された場合  
次のイからハまでのうち最も少ない額

イ (略)

ロ 法第二十九条第三項の規定により当該共済契約に係る解約手当金の額として算定して得られる額（当該被共済者について法第三十一条の第三第一項の移換が行われている場合にあっては、当該移換を受けなかったものとみなして算定して得られる額に限る。ハにおいて「解約手当金額」という。）に百分の三十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

ハ（略）

（法第十七条第一項の厚生労働省令で定める要件）

第三十一条 法第十七条第一項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号に掲げる制度の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第八十八号）

以下「令」という。）第三条第一号の確定給付企業年金（以下「確定給付企業年金」という。） 次のイからハまでのいずれにも該当すること。

イ 法第八条第二項第二号の規定により解除された共済契約の被共済者の全てを確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第四項に規定する加入者（以下「加入者」という。）とするものであること。

ロ 法第十七条第一項の引渡しをしたときにおける同項後段の申出に係る被共済者に係る確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条の規定に基づき計算した給付に要する費用の通常の前測に基づく予想額の現価に相当する額から当該引渡しが無いものとして同条の規定に基づき計算した給付に要する費用の通常の前測に基づく予想額の現価に相当する額を控除した額が、当該被共済者に係る第三十五条に規定する金額の合算額を下回らないものであること。

ハ 法第十七条第一項の規定により機構が引き渡す金額が、同項後段の申出をする共済契約者が負担する掛金として一括して払い込

ロ 法第二十九条第三項の規定により当該共済契約に係る解約手当金の額として算定して得られる額（ハにおいて「解約手当金額」という。）に百分の三十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

ハ（略）

（法第十七条第一項の厚生労働省令で定める要件）

第三十一条 法第十七条第一項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号に掲げる制度の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第八十八号）

以下「令」という。）第三条第一号の確定給付企業年金（以下「確定給付企業年金」という。） 次のイからハまでのいずれにも該当すること。

イ 法第八条第二項第二号の規定により解除された共済契約の被共済者の全てを確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第四項に規定する加入者とするものであること。

ロ 法第十七条第一項の引渡しをしたときにおける同項後段の申出に係る被共済者に係る確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条の規定に基づき計算した給付に要する費用の通常の前測に基づく予想額の現価に相当する額から当該引渡しが無いものとして同条の規定に基づき計算した給付に要する費用の通常の前測に基づく予想額の現価に相当する額を控除した額は、当該被共済者に係る第三十五条に規定する金額の合算額を下回らないものであること。

ハ 法第十七条第一項の規定により機構が引き渡す金額は、同項後段の申出をする共済契約者が負担する掛金として一括して払い込

まれるものであること。

二 令第三条第二号の企業型年金（以下「企業型年金」という。）

次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ 法第八条第二項第二号の規定により解除された共済契約の被共済者の全てを確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第八項に規定する企業型年金加入者（以下「企業型年金加入者」という。）とするものであること。

ロ 法第十七条第一項後段の申出に係る被共済者に係る第三十五条に規定する金額の全額が、同項後段の申出に係る被共済者に係る個人別管理資産（確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。以下同じ。）に充てられる資産として一括して払い込まれるものであること。

三（略）

（法第十七条第一項の厚生労働省令で定める団体）

第三十七条 法第十七条第一項の特定企業年金制度等を実施する団体として厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる制度の区分に応じ、当該各号に定める団体とする。

一・二（略）

三 企業型年金 確定拠出年金法第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関（以下「資産管理機関」という。）

四（略）

（法第十七条第三項に定める事由の被共済者への通知等）

第三十八条（略）

2 法第十七条第三項第三号の厚生労働省令で定める事由は、同条第一項の規定により機構が特定企業年金制度等実施団体に第三十五条に規定する額を引き渡す前に、当該制度が終了されたこと（当該制度を実施した日以後に法第十七条第一項前段の通知に係る被共済者が退職した後、当該制度が終了されたことを除く。）とする。

まれるものであること。

二 令第三条第二号の企業型年金（以下「企業型年金」という。）

次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ 法第八条第二項第二号の規定により解除された共済契約の被共済者の全てを確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第八項に規定する企業型年金加入者とするものであること。

ロ 法第十七条第一項後段の申出に係る被共済者に係る第三十五条に規定する金額の全額が、同項後段の申出に係る被共済者に係る個人別管理資産（確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。）に充てられる資産として一括して払い込まれるものであること。

三（略）

（法第十七条第一項の厚生労働省令で定める団体）

第三十七条 法第十七条第一項の特定企業年金制度等を実施する団体として厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる制度の区分に応じ、当該各号に定める団体とする。

一・二（略）

三 企業型年金 確定拠出年金法第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関

四（略）

（法第十七条第三項に定める事由の被共済者への通知等）

第三十八条（略）

2 法第十七条第三項第三号の厚生労働省令で定める事由は、同条第一項の規定により機構が特定企業年金制度等実施団体に第三十五条に規定する額を引き渡す前に、当該制度が終了されたこと（当該契約が締結された日以後に法第十七条第一項前段の通知に係る被共済者が退職した後、当該制度が終了されたことを除く。）とする。

(掛金納付月数の通算)

第四十条 (略)

2 法第十八条の規定による掛金納付月数の通算が行われた場合における法第二十九条第一項及び第二項(同条第三項第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。)、法第三十条第二項(同条第三項第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。)、及び第四項、法第三十一条の第二第三項(同条第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。)、及び第七項(同条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。)、並びに法第三十一条の第三第三項(同条第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。)、及び第七項(同条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。)、並びに令第十六条第三項及び第五項(同条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。)、の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)
法第三十条第二項第二号イ	当該被共済者となつた者が退職した日の属する月までの期間	当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数及び再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数を合算して得た月数に相当する期間	再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金の金額。

(掛金納付月数の通算)

第四十条 (略)

2 法第十八条の規定による掛金納付月数の通算が行われた場合における法第二十九条第一項及び第二項(同条第三項第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。)、法第三十条第二項(同条第三項第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。)、及び第四項並びに法第三十一条の第二第三項(同条第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。)、及び第七項(同条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。)、並びに令第十五条第三項及び第五項(同条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。)、の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
法第三十条第二項第二号イ	当該被共済者となつた者が退職した日の属する月までの期間	当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数及び再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数を合算して得た月数に相当する期間

<p>法第三十一条の二第三</p>	<p>当該被共済者が退職した日の属</p>	<p>当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月</p>	<p>法第三十条第四項</p>	<p>「次条第二項第一号」</p>	<p>「次条第二項第二号イ中」当該被共済者となつた者が退職した日の属する月までの期間」とあるのは「当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数及び再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数を合算して得た月数に相当する期間」と、「当該受入れに係る金額。」とあるのは「再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの期間につき、当該受入れに係る金額に対し、当該政令で定める利率に当該厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額。」として同号</p>	<p>金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの期間につき、当該受入れに係る金額に対し、当該政令で定める利率に当該厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額。</p>
-------------------	-----------------------	---------------------------------------	-----------------	-------------------	--	--

<p>法第三十一条の二第三</p>	<p>当該被共済者が退職した日の属</p>	<p>当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月</p>	<p>法第三十条第四項</p>	<p>「次条第二項第一号」</p>	<p>「次条第二項第二号イ中」当該被共済者となつた者が退職した日の属する月までの期間」とあるのは「当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数及び再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数を合算して得た月数に相当する期間」として同項</p>	<p></p>
-------------------	-----------------------	---------------------------------------	-----------------	-------------------	---	---------

<p>項第一号及び第七項並びに法第三十一条の三第三項第一号及び第七項並びに令第十六条第五項</p>	<p>する月までの期間</p>	<p>数及び再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数を合算して得た月数に相当する期間</p>
<p>法第三十一条の二第三項第一号及び法第三十一条の三第三項第一号</p>	<p>当該残余の額。</p>	<p>再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、当該政令で定める利率に当該厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額。</p>
<p>法第三十一条の二第七項</p>	<p>当該受入金額</p>	<p>再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの期間につき、当該受入金額に対し、当該政令で定める利率に当該厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額。</p>
<p>法第三十一条の三第七項</p>	<p>当該移換額</p>	<p>再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの期間につき、当該移換額に対し、当該政令で定める利率に当該厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額。</p>

<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>項第一号及び第七項 する月までの期間 数及び再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数を合算して得た月数に相当する期間</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

令第十六条 第三項	、退職金共済契約	た日の属する月までの期間につき、当該移換額に対し、当該政令で定める利率に当該厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額）
令第十六条 第五項	現に退職金共済契約	当該被共済者に係る退職金共済契約であつて当該退職金共済契約に基づき退職金が支給されていないものうち、最初の退職金共済契約
令第十六条 第五項	当該残余の額。	再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、年一パーセントの利率に当該厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額

(過去勤務期間の通算の申出)  
第五十三条 過去勤務期間の通算の申出は、共済契約の被共済者となるべき全ての者(法第三十一条の二第一項及び第三十一条の三第一項の規定による申出に係る共済契約の被共済者を除く。)について、それぞれ、次に掲げる事項を記載した書類を機構に差し出してしなければならない。

令第十五条 第三項	、退職金共済契約	、当該被共済者に係る退職金共済契約であつて当該退職金共済契約に基づき退職金が支給されていないものうち、最初の退職金共済契約
令第十五条 第五項	現に退職金共済契約	当該被共済者に係る退職金共済契約であつて当該退職金共済契約に基づき退職金が支給されていないものうち、現に最初の退職金共済契約
令第十五条 第五項	当該被共済者が退職した日の属する月までの期間	当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数及び再び退職金共済契約の被共済者となつた日の属する月から当該退職金共済契約の被共済者でなくなつた日の属する月までの月数を合算して得た月数に相当する期間

(過去勤務期間の通算の申出)  
第五十三条 過去勤務期間の通算の申出は、共済契約の被共済者となるべき全ての者(法第三十一条の二第一項の規定による申出に係る共済契約の被共済者を除く。)について、それぞれ、次に掲げる事項を記載した書類を機構に差し出してしなければならない。

ならない。

一〇三 (略)

(共済契約の申込みに関する特例等)

第六十九条の五 (略)

2・3 (略)

4 機構は、法第三十一条の二第一項の申出を行う事業主に対しては、法第二十三条第一項の規定及び第四十五条の規定にかかわらず、法第二十三条第一項の規定による掛金負担軽減措置(第四十五条の加入促進のための掛金負担軽減措置に限る。次項において同じ。)を適用しないものとする。

5 (略)

(令第九条第三項の厚生労働省令で定める者)

第六十九条の七 令第九条第三項の厚生労働省令で定める者は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。)附則第三十六条第一項の申出に係る被共済者とする。

(他の通算を併用している被共済者に係る退職金額等)

第六十九条の八 確定給付企業年金法附則第二十八条第三項又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項若しくは同条第八項の規定の適用を受ける被共済者のうち、法第三十一条の二第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る共済契約の被共済者であるもの(次項において「特定被共済者」という。)に係る退職金の額は、法第十条第一項ただし書及び第二項、第三十一条の二第三項及び第七項、確定給付企業年金法附則第二十八条第三項並びに平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項及び第八項の規定にかかわらず、確定給付企業年金法附則第二十八条第三項又は平成二十

一〇三 (略)

(共済契約の申込みに関する特例等)

第六十九条の五 (略)

2・3 (略)

4 機構は、法第三十一条の二第一項の申出を行う事業主に対しては、法第二十三条第一項及び第四十五条の規定にかかわらず、法第二十三条第一項の規定による掛金負担軽減措置(第四十五条の加入促進のための掛金負担軽減措置に限る。次項において同じ。)を適用しないものとする。

5 (略)

(令第九条第三項の厚生労働省令で定める者)

第六十九条の七 令第九条第三項の厚生労働省令で定める者は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。次条において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。)附則第三十六条第一項の申出に係る被共済者とする。

(他の通算を併用している被共済者に係る退職金額等)

第六十九条の八 確定給付企業年金法附則第二十八条第三項(同条第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。)、又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項(同条第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。)、若しくは同条第八項(同条第九項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。))の規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の二第一項の規定による申出に従い機構が受け入れた受入金額に係る共済契約の被共済者(次項において「特定被共済者」という。)である場合にお



五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項若しくは第八項の規定により算定される退職金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

一・二 (略)

2 特定被共済者が、法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第二項若しくは第四項又は令第十六条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける場合における退職金の額は、法第十条第一項ただし書及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第二項、第三十一条の二第三項及び第七項並びに令第十六条第五項、第七項及び第九項から第十一項までの規定並びに確定給付企業年金法附則第二十八条第三項並びに平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項及び第八項の規定にかかわらず、法第三十一条の二第九項、令第九条第七項及び前項の規定の例により計算して得た額とする。

3 前二項の規定の適用を受ける共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、法第十六条第三項の規定にかかわらず、前二項の規定の例により計算して得た額とする。

(法第三十一条の三第一項の厚生労働省令で定める事項等)

第六十九条の九 法第三十一条の三第一項の厚生労働省令で定める事項は、同項に規定する事業主が同項の申出をした場合において、次の各号に掲げる者が、共済契約の被共済者となつた者に係る当該各号に定める資産の額(以下この条、次条及び第六十九条の十四において「移換額」という。)の総額を一括して、機構に移換することとする。

一 確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等(以下「資産管理運用機関等」という。) 確定給付企業年金法

ける退職金等の額は、法第十条第一項ただし書及び第二項、第三十一条の二第三項及び第七項、確定給付企業年金法附則第二十八条第三項並びに平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項及び第八項の規定にかかわらず、確定給付企業年金法附則第二十八条第三項又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項若しくは第八項の規定により算定される退職金等の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

一・二 (略)

2 特定被共済者が、法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第二項若しくは第四項又は令第十五条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける場合における退職金等の額は、法第十条第一項ただし書及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第二項並びに第三十一条の二第三項及び第七項並びに令第十五条第五項、第七項及び第九項から第十一項までの規定並びに確定給付企業年金法附則第二十八条第三項並びに平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項及び第八項の規定にかかわらず、法第三十一条の二第九項、令第九条第七項及び前項の規定の例により計算して得た額とする。

(新設)

(新設)

第五十九条に規定する積立金又は同法第八十九条第六項に規定する  
残余財産

二 資産管理機関 個人別管理資産

2 前項各号に掲げる者は、同項の移換については、移換額の総額を機  
構が指定する預金口座へ振り込むことにより行うものとし、当該移換  
は、機構が当該預金口座を指定した日から起算して六十日以内に行わ  
なければならぬ。

(法第三十一条の三第一項の申出)

第六十九条の十 法第三十一条の三第一項の申出は、次の各号(当該申  
出が同条第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の申出で  
ある場合にあつては、第三号及び第四号を除く。)に掲げる事項を記  
載した移換申出書を機構に提出してしなければならない。

一 事業主の氏名又は名称及び住所

二 事業主の雇用する従業員(確定給付企業年金法第八十二条の四第  
一項又は確定拠出年金法第五十四条の五に定める同意を得た者に限  
る。以下この条において同じ。)の氏名

三 共済契約の効力が生じた日

四 前号の日における掛金月額

五 資産管理運用機関等又は資産管理機関の名称

六 移換額及びその総額

七 従業員ごとの移換額の算定の基礎となつた期間の開始日及び移換  
額の算定の基礎となつた期間の月数

八 その他申出に関し必要な事項

2 前項の移換申出書には、次に掲げる書類(当該申出が法第三十一条  
の三第一項の申出である場合にあつては、第六号に掲げる書類を除く  
。)を添付しなければならない。

一 確定給付企業年金又は企業型年金を実施していたことを証する書  
類

二 移換額の移換に係る確定給付企業年金法第六条第一項の厚生労働

(新設)

大臣の承認若しくは同法第十六条第一項の厚生労働大臣の認可又は  
確定拠出年金法第五条第一項の厚生労働大臣の承認を受けたことを  
証する書類

三 前項第二号の従業員が、加入者又は企業型年金加入者の資格を喪  
失したことを証する書類

四 前項第二号の従業員が、確定給付企業年金法第八十二条の四第一  
項又は確定拠出年金法第五十四条の五に定める同意をしたことを証  
する書類

五 前項第七号の日及び月数を証する書類

六 確定給付企業年金法第八十二条の四第一項又は確定拠出年金法第  
五十四条の五の規定による申出をしたことを証する書類

(共済契約の申込みに関する特例等)

第六十九条の十一 法第三十一条の三第一項の共済契約を締結する場合  
における共済契約の申込みは、第四条第一項の規定にかかわらず、同  
項の退職金共済契約申込書を機構に提出して行うものとする。

2 法第三十一条の三第一項の共済契約を締結する場合における共済契  
約の申込みは、確定給付企業年金法第八十二条の四第一項又は確定拠  
出年金法第五十四条の五の規定による申出と同時にを行うものとする。

3 前項の申込みに係る退職金共済契約申込書には、確定給付企業年金  
法第八十二条の四第一項又は確定拠出年金法第五十四条の五の規定に  
よる申出をしたことを証する書類を添付しなければならない。

4 機構は、確定給付企業年金又は企業型年金を実施していた事業主又  
は実施している事業主が、共済契約の申込みを行うときは、当該事業  
主に対し、第四十五条の規定の適用その他の事項について説明を行う  
ものとする。

5 機構は、法第三十一条の三第一項の申出を行う事業主に対しては、  
法第二十三条第一項の規定及び第四十五条の規定にかかわらず、法第  
二十三条第一項の規定による掛金負担軽減措置（第四十五条の加入促  
進のための掛金負担軽減措置に限る。次項において同じ。）を適用し

(新設)

ないものとする。

6 機構は、法第三十一条の三第一項の申出をした者が掛金負担軽減措置を受けた共済契約者である場合は、当該掛金負担軽減措置を取り消すことができる。

(資産の移換を受けた場合の掛金納付月数の通算等)

第六十九条の十二 法第三十一条の三第二項の規定による掛金納付月数の通算は、共済契約の効力が生じた日の属する月から当該通算する月数分遡つた月において同日に应当する日(その日に应当する日がない月においては、その月の末日。以下この条において「みなし加入日」という。)に共済契約の効力が生じ、かつ、当該みなし加入日の属する月から現に共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの各月の掛金が当該共済契約の効力が生じた日における当該共済契約の被共済者に係る掛金月額に相当する額の掛金月額により納付されたものとみなし、当該通算する月数と当該共済契約に係る掛金納付月数を通算することにより行うものとする。

2 前項の規定により掛金の納付があつたものとみなされた被共済者に対する法第十条第二項第三号ロ(法第十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、みなし加入日に共済契約の効力が生じたものとみなす。

3 みなし加入日が平成三年四月一日前の日である被共済者に対する法第十条第二項及び令付録第二備考の規定の適用については、前項の規定によるほか、法第十条第二項第三号ロ中「月数となる月」とあるのは「月数となる月(平成四年四月以後の月に限る。)」と、令付録第二備考中「法第十条第二項第三号ロ」とあるのは「平成四年四月以後の計算月について法第十条第二項第三号ロ」とする。

(令第十条第二項の厚生労働省令で定める者)

第六十九条の十三 令第十条第二項の厚生労働省令で定める者は、平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第一項の申出に係る被共済

(新設)

(新設)

者とする。

（他の通算を併用している被共済者に係る退職金等の額）

第六十九條の十四 法第三十一條の三第一項の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る共済契約の被共済者のうち、同条第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る共済契約の被共済者であるもの（次項において「特定被共済者」という。）に係る退職金の額は、法第十條第一項ただし書及び第二項並びに第三十一條の三第三項及び第七項の規定にかかわらず、同条第三項の規定により算定される退職金の額に、同条第七項に規定する元利合計額を加算した額とする。

2 特定被共済者が、法第二十九條第一項若しくは第二項、第三十條第二項若しくは第四項、第三十一條の二第三項、第七項若しくは第九項又は令第十六條第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定の適用を受ける場合における退職金の額は、法第十條第一項ただし書及び第二項、第二十九條第一項及び第二項、第三十條第二項、第三十一條の二第三項、第七項及び第九項、第三十一條の三第三項及び第七項並びに令第十六條第五項、第七項及び第九項から第十一項までの規定にかかわらず、法第三十一條の三第九項並びに令第十條第六項及び前項の規定の例により計算して得た額とする。

3 確定給付企業年金法附則第二十八條第三項又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六條第三項若しくは第八項の規定の適用を受ける被共済者のうち、法第三十一條の三第一項の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る共済契約の被共済者であるもの（次項において「特定被共済者」という。）に係る退職金の額は、法第十條第一項ただし書及び第二項、第三十一條の三第三項及び第七項、確定給付企業年金法附則第二十八條第三項並びに平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六條第三項及び第八項の規定にかかわらず、確定給付企業年金法附則第二十八條第三項又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六條第三項若しくは第八項の規定により算定される退

（新設）

職金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

一 平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項又は第八項の規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の三第一項の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る共済契約の被共済者である場合 同条第三項第一号に規定する計算後残余額

二 確定給付企業年金法附則第二十八条第三項又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項若しくは第八項の規定の適用を受ける被共済者が、法第三十一条の三第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る共済契約の被共済者である場合 同条第七項に規定する元利合計額

4 特定被共済者が、法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第二項若しくは第四項、第三十一条の二第三項、第七項若しくは第九項、令第十六条第五項、第七項若しくは第九項から第十一項までの規定又は第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける場合における退職金の額は、法第十条第一項ただし書及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第二項、第三十一条の二第三項、第七項及び第九項、第三十一条の三第三項及び第七項、令第十六条第五項、第七項及び第九項から第十一項までの規定並びに第一項及び第二項の規定並びに確定給付企業年金法附則第二十八条第三項並びに平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第三項及び第八項の規定にかかわらず、法第三十一条の三第九項、令第十条第六項及び前三項の規定の例により計算して得た額とする。

5 前各項の規定の適用を受ける共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、法第十六条第三項の規定にかかわらず、前各項の規定の例により計算して得た額とする。

(法第三十一条の四第一項の厚生労働省令で定める行為)

第六十九条の十五 法第三十一条の四第一項の厚生労働省令で定める行

(新設)

為は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

- 一 当該共済契約者が実施事業所（確定給付企業年金法第四条第一号に規定する実施事業所又は確定拠出年金法第三条第三項第二号に規定する実施事業所をいう。以下この条及び第六十九条の十七において同じ。）の事業主でない場合、次のイからへまでに定める行為
- イ 実施事業所の事業主（確定給付企業年金法第八十二条の四第一項又は確定拠出年金法第五十四条の五の規定による申出をしようとする者を除き、共済契約者である場合にあつては、法第三十一条の四第一項の申出をしようとする者に限る。以下この号及び第六十九条の十七において同じ。）との会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二十七号に規定する吸収合併（同法以外の法令に基づく吸収合併に相当する行為を含む。次号において同じ。）
- ロ 実施事業所の事業主との会社法第二条第二十八号に規定する新設合併（同法以外の法令に基づく新設合併に相当する行為を含む。次号において同じ。）
- ハ 会社法第二条第二十九号に規定する吸収分割（同法以外の法令に基づく吸収分割に相当する行為を含む。以下この条において同じ。）により、当該共済契約者が、実施事業所の事業主とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させるもの
- ニ 会社法第二条第二十九号に規定する吸収分割により、当該共済契約者が、実施事業所の事業主からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継するもの
- ホ 実施事業所の事業主と共同して行う会社法第二条第三十号に規定する新設分割（同法以外の法令に基づく新設分割に相当する行為を含む。次号において同じ。）
- ヘ 実施事業所の事業主と会社法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等（同法以外の法令に基づく事業譲渡等に相当する行為を含む、当該共済契約者に使用される被共済者又は当該実施事業

所の事業主に使用される加入者若しくは企業型年金加入者に係る労働契約に関する権利義務の承継が行われる場合に限る。次号において同じ。）に係る契約を締結するもの

二 当該共済契約者が実施事業所の事業主である場合 次のイからへまでに定める行為

イ 実施事業所の事業主でない他の共済契約者（法第三十一条の四第一項の申出をしようとする者に限る。以下この号及び第六十九條の十七において「相手方共済契約者」という。）又は共済契約者でない実施事業所の事業主（確定給付企業年金法第八十二条の四第一項又は確定拠出年金法第五十四条の五の規定による申出をしようとする者を除く。以下この号及び第六十九條の十七において「相手方実施事業所事業主」という。）との会社法第二条第二十七号に規定する吸収合併

ロ 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主との会社法第二条第二十八号に規定する新設合併

ハ 会社法第二条第二十九号に規定する吸収分割により、当該共済契約者が、相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主にその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させるもの

ニ 会社法第二条第二十九号に規定する吸収分割により、当該共済契約者が、相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継するもの

ホ 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主と共同して行う会社法第二条第三十号に規定する新設分割

ヘ 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主と会社法第四百六十八條第一項に規定する事業譲渡等に係る契約を締結するもの

（法第三十一条の四第一項の申出等）

第六十九條の十六 法第三十一条の四第一項の申出は、同項に規定する合併等（以下「合併等」という。）をした日から起算して一年以内で法第八條第三項第一号の規定に基づき共済契約が解除された日の翌日

（新設）



から起算して三月以内に、次に掲げる事項を記載した移換申出書に法第三十一条の四第一項に定める被共済者の同意があつたことを証する書類を添付し、これを機構に提出してしなければならない。ただし、当該申出に係る被共済者について、機構が認めるときは、第三号に掲げる事項の記載を要しない。

一 共済契約者の氏名又は名称及び住所

二 法第三十一条の四第一項の申出に係る被共済者の氏名

三 法第三十一条の四第一項の申出に係る被共済者の住所

四 確定給付企業年金又は企業型年金（次条に定めるものに限る。以下同じ。）の名称

五 確定給付企業年金又は企業型年金を実施した年月日

六 資産管理運用機関等又は資産管理機関の名称及び住所

七 資産管理運用機関等又は資産管理機関の預金口座のある金融機関の名称並びに当該預金口座の種類、名義及び口座番号

2 前項の申出を行う共済契約者は、共済契約を解除するときは、法第三十一条の四第一項の規定による解約手当金に相当する額の移換に関して必要な事項について、被共済者に説明しなければならない。

3 第一項の申出を行う共済契約者は、第十条の通知をするときは、確定給付企業年金又は企業型年金を実施することを証する書類及び合併等をしたことを証する書類を機構に提出しなければならない。

4 機構は、第一項の申出を行う共済契約者（合併等をした日以後に共済契約を締結した者であつて、被共済者の全てについて、法第八条第三項第一号の規定に基づき当該共済契約を解除するものに限る。）に對しては、法第二十三条第一項の規定及び第四十五条の規定にかかわらず、法第二十三条第一項の規定による掛金負担軽減措置（第四十五条の加入促進のための掛金負担軽減措置に限る。）を適用しないものとする。

（法第三十一条の四第一項の厚生労働省令で定めるもの）

第六十九条の十七 法第三十一条の四第一項の厚生労働省令で定めるも

（新設）

のは、次の各号に掲げる制度の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 確定給付企業年金 次のイからニまでのいずれにも該当するもの  
イ 法第三十一条の四第一項の移換をしたときにおける同項の申出に係る被共済者に係る確定給付企業年金法施行規則第四十三条の規定に基づき計算した給付に要する費用の通常の見積りに基づく予想額の現価に相当する額から当該移換がないものとして同条の規定に基づき計算した給付に要する費用の通常の見積りに基づく予想額の現価に相当する額を控除した額が、当該被共済者に係る解約手当金に相当する額の合算額を下回らないものであること。
  - ロ 法第三十一条の四第一項の規定により機構が移換する金額が、同項の申出をする共済契約者が負担する掛金として一括して払い込まれるものであること。
  - ハ 資産管理運用機関等が法第三十一条の四第一項の申出をする共済契約者から確定給付企業年金法第八十二条の四第一項の規定による申出をされていないこと。
  - ニ 合併等をした日の前日において、法第三十一条の四第一項の申出を行うこととなる共済契約者及び当該合併等の相手方となる事業主（実施事業所の事業主又は相手方共済契約者若しくは相手方実施事業所事業主をいう。）が、確定給付企業年金を実施していなかつた場合において、当該合併等をした日以後に新たに実施されるものでないこと。
- 二 企業型年金 次のイからハまでのいずれにも該当するもの
- イ 法第三十一条の四第一項の申出に係る被共済者に係る解約手当金に相当する額の全額が、同項の申出に係る被共済者に係る個人別管理資産に充てられる資産として一括して払い込まれるものであること。
  - ロ 資産管理機関が法第三十一条の四第一項の申出をする共済契約者から確定拠出年金法第五十四条の五の規定による申出をされていないこと。

ハ 合併等をした日の前日において、法第三十一条の四第一項の申出を行うこととなる共済契約者及び当該合併等の相手方となる事業主（実施事業所の事業主又は相手方共済契約者若しくは相手方実施事業所事業主をいう。）が、企業型年金を実施していなかった場合において、当該合併等をした日以後に新たに実施されるものでないこと。

（法第三十一条の四第一項の解約手当金に相当する額の移換）

第六十九条の十八 機構は、法第三十一条の四第一項の規定による資産管理運用機関等又は資産管理機関への解約手当金に相当する額の移換については、当該額を資産管理運用機関等又は資産管理機関の預金口座へ振り込むことにより行うものとする。

2 機構は、法第三十一条の四第一項の移換を行ったときは、遅滞なく、解約手当金に相当する額を同項の申出をした共済契約者及び同項の申出に係る被共済者に通知しなければならない。

（法第三十一条の四第三項に定める事由の被共済者への通知等）

第六十九条の十九 機構は、法第三十一条の四第三項第二号の事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を同条第一項の申出に係る被共済者に通知しなければならない。

2 法第三十一条の四第三項第二号の厚生労働省令で定める事由は、同条第一項の規定により機構が資産管理運用機関等又は資産管理機関に解約手当金に相当する額を移換する前に、同項の申出に係る確定給付企業年金又は企業型年金が終了されたこと（当該確定給付企業年金又は企業型年金を実施した日以後に同項の申出に係る被共済者が退職した後、当該確定給付企業年金又は企業型年金が終了されたことを除く。）とする。

（被共済者が特定業種間を二回以上移動した場合の取扱い）

第九十七条 法第四十六条第一項の甲特定業種に係る特定業種共済契約

（新設）

（新設）

（被共済者が特定業種間を二回以上移動した場合の取扱い）

第九十七条 法第四十六条第一項の甲特定業種に係る特定業種共済契約

の被共済者が同条第二項の規定により当該甲特定業種に係る特定業種共済契約についての掛金の納付があつたものとみなされた者である場合における令第十三条の規定の適用については、同条第一項及び第四項第一号中「甲特定業種に係る特定業種掛金納付月数」とあるのは、「甲特定業種に係る特定業種掛金納付月数（法第四十六条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金に係る特定業種掛金納付月数を含む。）」とする。

(準用)

第百十一条 前四条の規定は、機構が法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の規定により令第十六条第一項の繰入金額を繰り入れる場合について準用する。

(被共済者が二回以上移動した場合の取扱い)

第百十二条 法第四十六条第一項の甲特定業種に係る特定業種共済契約の被共済者が法第五十五条第二項の規定により当該甲特定業種に係る特定業種共済契約についての掛金の納付があつたものとみなされた者である場合における令第十三条の規定の適用については、第九十七条の規定を準用する。この場合において、同条中「法第四十六条第二項」とあるのは、「法第五十五条第二項」と読み替えるものとする。

2 法第五十五条第一項の共済契約の被共済者が同条第四項の規定によりその例によることとされる同条第二項の規定により当該共済契約（当該共済契約について法第十八条の規定による掛金納付月数の通算が行われた場合にあつては、当該通算に係る最初の共済契約）についての掛金の納付があつたものとみなされた者である場合における令第十五条の規定の適用については、同条第一項中「掛金納付月数」とあるのは「掛金納付月数（同条第四項の規定によりその例によることとされる同条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金に係る掛金納付月数を含む。第四項第一号において同じ。）」とする。

3 法第五十五条第四項の特定業種共済契約の被共済者が法第四十六条

の被共済者が同条第二項の規定により当該甲特定業種に係る特定業種共済契約についての掛金の納付があつたものとみなされた者である場合における令第十二条の規定の適用については、同条第一項及び第四項第一号中「甲特定業種に係る特定業種掛金納付月数」とあるのは、「甲特定業種に係る特定業種掛金納付月数（法第四十六条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金に係る特定業種掛金納付月数を含む。）」とする。

(準用)

第百十一条 前四条の規定は、機構が法第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項の規定により令第十五条第一項の繰入金額を繰り入れる場合について準用する。

(被共済者が二回以上移動した場合の取扱い)

第百十二条 法第四十六条第一項の甲特定業種に係る特定業種共済契約の被共済者が法第五十五条第二項の規定により当該甲特定業種に係る特定業種共済契約についての掛金の納付があつたものとみなされた者である場合における令第十二条の規定の適用については、第九十七条の規定を準用する。この場合において、同条中「法第四十六条第二項」とあるのは、「法第五十五条第二項」と読み替えるものとする。

2 法第五十五条第一項の共済契約の被共済者が同条第四項の規定によりその例によることとされる同条第二項の規定により当該共済契約（当該共済契約について法第十八条の規定による掛金納付月数の通算が行われた場合にあつては、当該通算に係る最初の共済契約）についての掛金の納付があつたものとみなされた者である場合における令第十四条の規定の適用については、同条第一項中「掛金納付月数」とあるのは「掛金納付月数（同条第四項の規定によりその例によることとされる同条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金に係る掛金納付月数を含む。第四項第一号において同じ。）」とする。

3 法第五十五条第四項の特定業種共済契約の被共済者が法第四十六条

第二項の規定により当該特定業種共済契約についての掛金の納付があつたものとみなされた者である場合における令第十六条の規定の適用については、同条第一項中「特定業種掛金納付月数」とあるのは、「特定業種掛金納付月数（法第四十六条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金に係る特定業種掛金納付月数を含む。次項において同じ。）」とする。

4 法第五十五条第四項の特定業種共済契約の被共済者が同条第二項の規定により当該特定業種共済契約についての掛金の納付があつたものとみなされた者である場合における令第十六条の規定の適用については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「法第四十六条第二項」とあるのは、「同条第二項」と読み替えるものとする。

第二項の規定により当該特定業種共済契約についての掛金の納付があつたものとみなされた者である場合における令第十五条の規定の適用については、同条第一項中「特定業種掛金納付月数」とあるのは、「特定業種掛金納付月数（法第四十六条第二項の規定により納付があつたものとみなされた掛金に係る特定業種掛金納付月数を含む。次項において同じ。）」とする。

4 法第五十五条第四項の特定業種共済契約の被共済者が同条第二項の規定により当該特定業種共済契約についての掛金の納付があつたものとみなされた者である場合における令第十五条の規定の適用については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「法第四十六条第二項」とあるのは、「同条第二項」と読み替えるものとする。

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正)

第四条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

		(存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等) 第十七条 (略)	
		2 (略)	
		3 存続厚生年金基金については、第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行規則（以下「改正前確定拠出年金法施行規則」という。）第六号第一項（第五号に係る部分に限る。）、第八号第一項（第二号に係る部分に限る。）、第十号第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第十一号第一項、第十五号第一項（第十二号に係る部分に限る。）、第二十一号第一項、第二十六号第一項（第五号に係る部分に限る。）、第三十号第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二十二号（第一号に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十九号第二項（第二号に係る部分に限る。）、第四十五号第一項（第二号に係る部分に限る。）、第五十六号第一項（第十二号に係る部分に限る。）、第六十二号第四項並びに第七十号第二項（第二号ハ(1)に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定拠出年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
(削る)	(削る)	(削る)	
第六号第一項 第五号	被用者年金被保険者等	第一号等厚生年金被保険者（確定拠出年金法等の一部を改正する法	

改正前

		(存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等) 第十七条 (略)	
		2 (略)	
		3 存続厚生年金基金については、第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行規則（以下「改正前確定拠出年金法施行規則」という。）第三号第一項（第六号に係る部分に限る。）、第六号第一項（第五号に係る部分に限る。）、第八号第一項（第二号に係る部分に限る。）、第十号第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第十一号第一項、第十五号第一項（第十二号に係る部分に限る。）、第二十一号第一項、第二十六号第一項（第五号に係る部分に限る。）、第三十号第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二十二号（第一号に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十九号第二項（第二号に係る部分に限る。）、第四十五号第一項（第二号に係る部分に限る。）、第五十六号第一項（第十二号に係る部分に限る。）、第六十二号第四項並びに第七十号第二項（第二号ハ(1)に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定拠出年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
(削る)	(削る)	(削る)	
第六号第一項 第五号	被用者年金被保険者等	第一号等厚生年金被保険者（確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）第二条の規定による改正後の法 第二号第六項に規定する「第一号等厚生年金被保険者」をいう。以下同じ。）	

(略)	(略)	律(平成二十八年法律第六十六号 )第二条の規定による改正後の法 第二条第六項に規定する第一号等 厚生年金被保険者をいう。)
-----	-----	--

(掛金納付月数の通算等)  
第四十条 (略)

2 (略)

3 平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の規定による掛金納付月数の通算が行われた場合(同条第八項の規定に基づき退職金の額に元利合計額を加算する場合を含む。)における中小企業退職金共済法施行規則(昭和三十四年労働省令第二十三号)第十九条第二項、第三十条、第四十七条第一項、第四十九条及び附則第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

中小企業退職金共済法施行規則第十九条第二項各号列記以外の部分	又は	若しくは
繰入れ	繰入れ又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第三十六条第一項(同条第七項において準用する場合を	

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(掛金納付月数の通算等)  
第四十条 (略)

2 (略)

3 平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の規定による掛金納付月数の通算が行われた場合(同条第八項の規定に基づき退職金の額に元利合計額を加算する場合(次項に規定する場合を除く。))を含む。)における中小企業退職金共済法施行規則(昭和三十四年労働省令第二十三号)第十九条第二項、第三十条、第四十七条第一項、第四十九条及び附則第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

中小企業退職金共済法施行規則第十九条第二項各号列記以外の部分	第十八条	第十八条若しくは公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第三十六条第二項
受入れ	受入れ、平成二十五年改正法附則第三十六条第八項の交付	



中小企業退職 金共済法施行 規則第十九条 第二項第三号	移換が	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	含む。第三号、第三十条、第四十七 条第一項及び第四十九条におい て同じ。)の交付
		(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
	移換又は平成二十五年改正法附則 第三十六条第一項の交付が	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	

中小企業退職 金共済法施行 規則第十九条 第二項第三号	退職金の額	計算後受入金額 号イ	同条第二項第二 号イ	受入れ	退職金の額	第十八条	第十八条又は平成二十五年改正法 附則第三十六条第二項
				受入れ又は平成二十五年改正法附 則第三十六条第八項の交付		退職金の額（平成二十五年改正法 附則第三十六条第一項（同条第七 項において準用する場合を含む。 以下この項、第三十条、第四十七 条第一項、第四十九条及び附則第 三条において同じ。）の規定によ る交付額の交付がなかつたものと みなして算定して得られる額に限 る。）	
		計算後受入金額及び平成二十五年 改正法附則第三十六条第八項に規 定する元利合計額	法第三十条第二項第二号イ				



金共済法施行規則附則第三	三項の規定により読み替えて適用する第四十九条
(略)	(略)
第三十二条の二	法第八十一条の二第二項、第八
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等	(略)

4|| (略)

(準用規定)

第四十九条 確定給付企業年金法施行規則第三十条、第三十二条の二、第三十三条から第三十六条まで、第四百四条の十七及び第四百四条の十九の規定は存続連合会が支給する給付について、同令第四百四条の十五、第四百四条の十六、第四百四条の十八及び第四百四条の二十二から第四百四条の二十五までの規定は存続連合会に係る移換金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

金共済法施行規則附則第三	<p>の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）第四十条第二項の規定により読み替えて適用する第四十九条</p>
(略)	(略)
第三十二条の二	法第八十一条の二第二項又は第
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等	(略)

4|| (略)

5|| (略)

(準用規定)

第四十九条 改正後確定給付企業年金法施行規則第三十条、第三十二条の二、第三十三条から第三十六条まで、第四百四条の十七及び第四百四条の十九の規定は存続連合会が支給する給付について、改正後確定給付企業年金法施行規則第四百四条の十五、第四百四条の十六、第四百四条の十八及び第四百四条の二十二から第四百四条の二十五までの規定は存続連合会に係る移換金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後確定給付企業年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>別管理資産、中 金相当額、個人 脱退一時金相当 額等（脱退一時 金相当額、個人 別管理資産、中</p>	<p>十二条の五第一 項又は第九十一 条の二十六第二 項</p>
<p>確定給付企業年金脱退一時金相当 額（平成二十五年改正法附則第四 十条第一項第三号に規定する確定 給付企業年金脱退一時金相当額を</p>	<p>の一部を改正する法律（平成二十 五年法律第六十三号。以下「平成 二十五年改正法」という。）第四 十六条第二項、第四十七条第二項 、第四十八条第二項若しくは第四 十九条第二項又は平成二十五年改 正法附則第六十三条第一項の規定 によりなおその効力を有するもの とされた平成二十五年改正法第二 条の規定による改正前の確定給付 企業年金法（以下「改正前確定給 付企業年金法」という。）第九十 一条の二第二項、平成二十五年改 正法附則第六十三条第二項の規定 によりなおその効力を有するもの とされた改正前確定給付企業年金 法第九十一条の三第二項、平成二 十五年改正法附則第六十三条第三 項の規定によりなおその効力を有 するものとされた改正前確定給付 企業年金法第九十一条の四第二項 若しくは平成二十五年改正法附則 第六十三条第四項の規定によりな おその効力を有するものとされた 改正前確定給付企業年金法第九十 一条の五第二項</p>

<p>立金を総称する 金相当額又は積 脱退一時金相当 額等（脱退一時 金相当額又は積</p>	<p>九十六条の二十 六第二項</p>
<p>確定給付企業年金脱退一時金相当 額（平成二十五年改正法附則第四 十条第一項第三号に規定する確定 給付企業年金脱退一時金相当額を</p>	<p>の一部を改正する法律（平成二十 五年法律第六十三号。以下「平成 二十五年改正法」という。）第四 十六条第二項、第四十七条第二項 、第四十八条第二項若しくは第四 十九条第二項又は平成二十五年改 正法附則第六十三条第一項の規定 によりなおその効力を有するもの とされた平成二十五年改正法第二 条の規定による改正前の確定給付 企業年金法（以下「改正前確定給 付企業年金法」という。）第九十 一条の二第二項、平成二十五年改 正法附則第六十三条第二項の規定 によりなおその効力を有するもの とされた改正前確定給付企業年金 法第九十一条の三第二項、平成二 十五年改正法附則第六十三条第三 項の規定によりなおその効力を有 するものとされた改正前確定給付 企業年金法第九十一条の四第二項 若しくは平成二十五年改正法附則 第六十三条第四項の規定によりな おその効力を有するものとされた 改正前確定給付企業年金法第九十 一条の五第二項</p>

(略)	(略)	(略)	<p>小企業退職金共済法第十七条第一項に規定する解約手当金に相当する額、同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額又は積立金を総称する。以下この条及び次条において同じ。)</p> <p>いう。以下同じ。)若しくは脱退一時金相当額(以下「脱退一時金相当額等」と総称する。)又は残余財産</p>
(略)	(略)	(略)	<p>。以下この条及び次条において同じ。)</p> <p>いう。以下同じ。)若しくは脱退一時金相当額(以下「脱退一時金相当額等」と総称する。)又は残余財産</p>

## 附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年五月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

(個人別管理資産の移換に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八十三条第一項の規定により同法第二条第十二項に規定する個人別管理資産が同条第五項に規定する連合会に移換された者（個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者を除く。）であつて企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したものに対する第一条の規定による改正後の確定拠出年金法施行規則（次条において「新規則」という。）第六十三条の三の規定の適用については、同条第一項中「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「個人型年金の個人型特定運営管理機関」と、「企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した者（以下この条において「企業型資格取得者」という。）」とあるのは「連合会移換者」と、「企業型資格取得者が企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した日が属する月の翌月の末日」とあるのは「平成三

十年七月三十一日」と、「個人型年金の個人型特定運営管理機関」とあるのは「企業型記録関連運営管理機関等」と、「対し、企業型資格取得者」とあるのは「対し、連合会移換者」と、「連合会移換者」とあるのは「企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であった者」と、同条第二項中「個人型特定運営管理機関」とあるのは「企業型記録関連運営管理機関等」と、「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「個人型特定運営管理機関」と、同条第三項中「企業型資格取得者」とあるのは「連合会移換者」と、「連合会移換者」とあるのは「企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であった者」と、同条第五項中「企業型資格取得者」とあるのは「連合会移換者」とする。

（様式に関する経過措置）

第三条 新規様式第七号は、施行日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

（加入促進のための掛金負担軽減措置等に関する経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の中小企業退職金共済法施行規則第六十九条の十一第五項及び第六項の規定は、施行日以後に中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第二条第三項に規定する退

職金共済契約（以下この条において「退職金共済契約」という。）の申込みを行う同法第二条第一項に規定する中小企業者（以下この条において「中小企業者」という。）について適用し、施行日前に退職金共済契約の申込みを行った中小企業者については、なお従前の例による。